

観光振興事業費補助金交付要綱（公共交通利用環境の革新等事業、観光地域振興無電柱化推進事業、先進的なサイクリング環境整備事業、観光二次交通高度化事業、交通サービスインバウンド対応支援事業、インバウンド先進車両導入支援事業、地域内観光フィーダー系統補助事業、オーバーツーリズムの未然防止・抑制をはじめとする観光地の面的受入環境整備促進事業）

- 平成30年3月28日 国総支第61号
 国鉄総第324号
 国自旅第293号
 国海内第186号
 国港総第596号
 国空事第1071号
 国空業第164号
 観参第293号
- 平成31年4月2日 国総事第96号
 国総支第53号
 国都街第121号
 国都景歴第116号
 国道総第529号
 国道企第93号
 国住市第129号
 国鉄総第426号
 国鉄都第199号
 国鉄事第391号
 国鉄施第314号
 国自旅第314号
 国海内第249号
 国海外第413号
 国港総第698号
 国空事第1744号
 国官参空第82号
 観参第817号
 国官総第385号
- 令和2年3月31日 国総地第67号
 国総モ第26号
 国総物第690号
 国総事第77号
 国都街第106号
 国都景歴第99号
 国道総第469号
 国道企第108号
 国住市第104号
 国鉄総第467号
 国鉄都第226号
 国鉄事第434号
 国鉄施第315号
 国自旅第301号
 国海内第119号
 国海外第277号
 国港総第681号
 国官参空第99号
 観参第1228号
 国官総第251号
- 令和2年11月5日 国総地第75号
 国総モ第73号
 国総物第125号
 国総事第31号
 国都街第75号
 国都景歴第62号
 国道総第230号
 国道企第65号
 国住市第78号
 国鉄総第269号
 国鉄都第118号

| | |
|-----------|-----------|
| | 国鉄事第310号 |
| | 国鉄施第205号 |
| | 国自旅第259号 |
| | 国海内第171号 |
| | 国海外第172号 |
| | 国港総第400号 |
| | 国空総第661号 |
| | 観参第778号 |
| 令和3年3月24日 | 国官総第121号 |
| | 国総地第108号 |
| | 国総毛第98号 |
| | 国総物第159号 |
| | 国総事第67号 |
| | 国都街第123号 |
| | 国都景歴第103号 |
| | 国道総第471号 |
| | 国道企第113号 |
| | 国住市第135号 |
| | 国鉄総第441号 |
| | 国鉄都第219号 |
| | 国鉄事第732号 |
| | 国鉄施第438号 |
| | 国自旅第463号 |
| | 国海内第219号 |
| | 国海外第307号 |
| | 国港総第709号 |
| | 国空総第1122号 |
| | 観参第1148号 |
| 令和4年3月22日 | 国官総第204号 |
| | 国総地第77号 |
| | 国総毛第96号 |
| | 国総物第89号 |
| | 国総事第77号 |
| | 国都景歴第80号 |
| | 国道総第512号 |
| | 国道企第110号 |
| | 国住市第73号 |
| | 国鉄総第429号 |
| | 国鉄都第196号 |
| | 国鉄事第690号 |
| | 国鉄施第339号 |
| | 国自旅第526号 |
| | 国海内第299号 |
| | 国海外第414号 |
| | 国港総第675号 |
| | 国空総第1188号 |
| | 観参第729号 |
| 令和5年3月31日 | 国官総第158号 |
| | 国総地第116号 |
| | 国総毛第118号 |
| | 国総物第102号 |
| | 国総事第117号 |
| | 国都景歴第189号 |
| | 国道総第617号 |
| | 国道企第126号 |
| | 国鉄総第512号 |
| | 国鉄都第244号 |
| | 国鉄事第877号 |
| | 国鉄施第358号 |
| | 国自旅第553号 |
| | 国海内第256号 |
| | 国海外第457号 |
| | 国港総第751号 |

| | |
|-----------|-----------|
| | 国空総第1327号 |
| | 観参第788号 |
| 令和6年6月21日 | 国官総第234号 |
| | 国総地第86号 |
| | 国総モ第28号 |
| | 国総公第32号 |
| | 国都公景第52号 |
| | 国道総第105号 |
| | 国道企第48号 |
| | 国鉄総第101号 |
| | 国鉄都第86号 |
| | 国鉄事第189号 |
| | 国鉄施第50号 |
| | 国自物第79号 |
| | 国自旅第106号 |
| | 国海内第52号 |
| | 国海外第139号 |
| | 国港総第198号 |
| | 国空総第243号 |
| | 観参第168号 |
| 令和7年3月31日 | 国官総第35号 |
| | 国総地第219号 |
| | 国総モ第101号 |
| | 国総公第126号 |
| | 国都公景第281号 |
| | 国道総第650号 |
| | 国道企第131号 |
| | 国鉄総第553号 |
| | 国鉄都第225号 |
| | 国鉄事第627号 |
| | 国鉄施第301号 |
| | 国自物第693号 |
| | 国自旅第342号 |
| | 国海内第287号 |
| | 国海外第737号 |
| | 国港総第778号 |
| | 国空総第1122号 |
| | 観観戦第72号 |
| | 観参第740号 |
| 令和8年4月22日 | 国官総第321号 |
| | 国総公第2号 |
| | 国総地第20号 |
| | 国道総第20号 |
| | 国道企第6号 |
| | 国鉄総第56号 |
| | 国鉄都第44号 |
| | 国鉄事第146号 |
| | 国自旅第16号 |
| | 国海内第24号 |
| | 国海外第46号 |
| | 国港総第28号 |
| | 国航総第64号 |
| | 観参第97号 |
| | 国官総第7号 |

目次

| | |
|-----|-------------------------------|
| 第1章 | 共通事項（第1条－第3条） |
| 第2章 | 公共交通利用環境の革新等事業（第4条－第23条） |
| 第3章 | 観光地域振興無電柱化推進事業（第24条－第39条） |
| 第4章 | 先進的なサイクリング環境整備事業（第40条－第43条） |
| 第5章 | 観光二次交通高度化事業（第44条－第47条） |
| 第6章 | 交通サービスインバウンド対応支援事業（第48条－第79条） |
| 第1節 | 交通サービス利便向上促進等事業 |
| 第2節 | 交通サービス調査事業 |

- 第7章 インバウンド先進車両導入支援事業（第80条―第84条）
- 第8章 地域内観光フィーダー系統補助事業（第85条―第96条）
- 第9章 オーバーツーリズムの未然防止・抑制をはじめとする観光地の面的受入環境整備促進事業（第97条―第120条）

第1章 共通事項

（通則）

第1条 観光振興事業費補助金（公共交通利用環境の革新等事業、観光地域振興無電柱化推進事業、先進的なサイクリング環境整備事業、観光二次交通高度化事業、交通サービスインバウンド対応支援事業、インバウンド先進車両導入支援事業、地域内観光フィーダー系統補助事業、オーバーツーリズムの未然防止・抑制をはじめとする観光地の面的受入環境整備促進事業）（以下「補助金」という。）の交付については、予算の範囲内において交付するものとし、補助金等に係る予算の執行の適正化に関する法律（昭和30年法律第179号。以下「適正化法」という。）及び補助金等に係る予算の執行の適正化に関する法律施行令（昭和30年政令第255号。以下「適正化法施行令」という。）の定めによるほか、この要綱の定めるところによる。

（目的）

第2条 この補助金は、「観光先進国」の実現に向けて、ストレスフリーで快適に旅行できる環境の整備を図るため、以下に掲げる事業を対象として補助金の交付を行うことにより、旅行環境整備を行うための対策を促進することを目的とする。

- 一 我が国へのゲートウェイとなる空港・港湾から、訪日外国人旅行者の来訪が特に多い又はその見込みがある市区町村に係る観光地（以下「特定観光地」という。）に至るまでの公共交通事業者等の事業に係る交通サービス（外国人観光旅客の来訪の促進等による国際観光の振興に関する法律（平成9年法律第91号）第8条第1項により観光庁長官が指定した区間（以下、「指定区間」という。）に係るもの及びこれと一体となって利用環境を刷新することが効果的と考えられるものに限る。）の利用環境を刷新するため、訪日外国人旅行者のニーズが特に高い取組等を一体的に進める事業又は利用者にとっての最適経路による移動手段と観光サービスを一括して提供することで特定観光地における周遊を促す事業（以下「公共交通利用環境の革新等事業」という。）
- 二 観光による地域振興に向けた無電柱化の推進を図るため、電線管理者が実施する無電柱化等を支援する事業（以下「観光地域振興無電柱化推進事業」という。）
- 三 特定観光地と連携したサイクルツーリズムの推進を図るため、訪日外国人旅行者に対応したサイクリング環境の整備を支援する事業（以下「先進的なサイクリング環境整備事業」という。）
- 四 訪日外国人旅行者の周遊の促進を図るため、観光地における二次交通の充実に資する取組を支援する事業（以下「観光二次交通高度化事業」という。）
- 五 訪日外国人旅行者の入国から目的地までの移動を円滑に実施するために、空港、港、鉄道駅、バスターミナル等の拠点、車両・移動経路・情報提供・交通サービスに係るインバウンド対応を実施する事業（以下「交通サービスインバウンド対応支援事業」という。）
- 六 地域づくりの一環として、利便性、持続可能性及び生産性の高い地域公共交通ネットワークへの再構築を実現するため、地域におけるまちづくり及び観光の振興に関する施策と連携して取り組む地域公共交通ネットワークの形成に必要な鉄軌道・バスに係るEV車両・GX/DX車両・自動運転車両等の先進的な車両であって、訪日外国人旅行者等の利便性の向上又は観光コンテンツとしてのインバウンドの魅力向上に資する車両（以下「インバウンド先進車両」という。）の導入を支援する事業（以下「インバウンド先進車両導入支援事業」という。）
- 七 オーバーツーリズム、「交通空白」等の課題解決を通じた持続可能な観光の促進を図るため、生活交通に加え、観光の主要交通結節点における二次交通としての役割が期待される地域内のバス交通・デマンド交通等の運行について支援する事業（以下「地域内観光フィーダー系統補助事業」という。）
- 八 オーバーツーリズムの未然防止・抑制をはじめとする観光地の受入環境整備を促進するため、地方公共団体や民間事業者等が行う地域の実情に応じた様々な取組を総合的に支援する事業（以下「オーバーツーリズムの未然防止・抑制をはじめとする観光地の面的受入環境整備促進事業」という。）

（定義）

第3条 この要綱において、次に掲げる用語の定義は、当該各号に定めるところによる。

- 一 「公共交通事業者等」とは、次に掲げる者をいう。
 - イ 鉄道事業法（昭和61年法律第92号）による鉄道事業者（旅客の運送を行うもの及び旅客の運送を行う鉄道事業者に鉄道施設を譲渡し、又は使用させるものに限る。）及び索道事業者並びに索道施設を所有する者
 - ロ 軌道法（大正10年法律第76号）による軌道経営者（旅客の運送を行うものに限る。）
 - ハ 道路運送法（昭和26年法律第183号）による一般乗合旅客自動車運送事業者、一般貸切旅客自動車運送事業者、一般乗用旅客自動車運送事業者及び自家用有償旅客運送者（道路運送法施行規則第49条第1号に定める市町村運営有償運送（「市町村運営有償運送の登録に関する処理方針について」（平成18年9月15日付け国自旅第141号）1①に定める「交通空白輸送」に限る。）若しくは同条第2号に定める交通空白地有償運送であって乗合旅客の運送に係るものに限る。）並びにこれらの者に車両を貸与する者
 - ニ 道路運送法第80条第1項の許可を受けた者
 - ホ 自動車ターミナル法（昭和34年法律第136号）によるバスターミナル事業を営む者
 - ヘ タクシー業務適正化特別措置法（昭和45年法律第75号）による適正化事業実施機関
 - ト 超小型モビリティの導入を行う地方公共団体（地方自治法（昭和22年法律第67号）第1条の3に定める

都道府県、市町村又は特別区)、民間事業者(法人格を有するものに限る。)又は地方公共団体、民間事業者等により構成される協議会

- チ 海上運送法(昭和24年法律第187号)第2条第5項に規定する一般旅客定期航路事業を営む者、同項に規定する対外旅客定期航路事業(本邦以外の地域の各港間に航路を定めて行うものを除く。)を営む者、同条第9項に規定する旅客不定期航路事業を営む者及び同項に規定する一般不定期航路事業(本邦の港と本邦以外の地域の港との間又は本邦以外の地域の各港間におけるものを除く。)を営む者並びにこれらの者に船舶を貸与する者
 - リ 港湾法(昭和25年法律第218号)第2条第5項第7号に規定する旅客施設を設置し又は管理する者
 - ヌ 関係する地方公共団体(港務局を含む。)、地方整備局、北海道開発局若しくは沖縄総合事務局、訪日外国人旅行者を含む利用者の移動を円滑に行うための二次交通の実情、その利用促進の取組に精通する者等によって構成される協議会及び港湾管理者が港湾施設の管理等を適正かつ確実に行うことができると認めた団体
 - ル 航空法(昭和27年法律第231号)による本邦航空運送事業者
 - ヲ 航空旅客ターミナル施設を設置し又は管理する者
 - ワ 空港法(昭和31年法律第80号)第14条第1項に規定する協議会
 - カ 港湾又は空港の利用促進に取り組む地方公共団体(港務局を含む。)
 - ヨ シェアサイクルやマイクロモビリティの貸出拠点を設置し、又は管理する者
 - タ 手ぶら観光カウンターを設置し、又は管理する者(国土交通省が手ぶら観光共通ロゴマーク掲出の認定をした、又は認定する見込みがあるものに限る。)
 - レ 上記の者で構成される団体
- 二 市区町村とは、市町村及び特別区をいう。
- 三 観光拠点施設とは、訪日外国人旅行者が特定観光地の情報収集及び周遊の拠点として活用することを目的として来訪する施設をいう。
- 四 「宿泊事業者」とは、旅館業法(昭和23年法律第138号)第3条第1項に規定する許可を受けた者をいう。ただし、風俗営業等の規制及び業務の適正化等に関する法律(昭和23年法律第122号)第2条第6項に規定する店舗型性風俗特殊営業を営む者を除く。
- 五 「交通サービス利便向上促進事業」とは、訪日外国人旅行者等の移動に係る利便性の向上の促進を図るためにより制約の少ないシステムの導入等を行う事業及び訪日外国人旅行者等の移動に係る利便性及び安全性の向上の促進を図るために必要な段差の解消等を行う事業をいう。
- 六 「インバウンド対応型鉄軌道車両整備事業」とは、訪日外国人旅行者等の移動に係る利便性の向上の促進を図るため、鉄軌道車両設備の整備等を行う事業をいう。
- 七 「交通サービス調査事業」とは、次のいずれかに掲げる事業をいう。
- イ 訪日外国人旅行者等が移動を円滑に行うための交通サービスに関する調査に係る事業
 - ロ 訪日外国人旅行者等の交通サービスの利用促進に係る事業及び当該事業の効果等の評価に係る事業

第2章 公共交通利用環境の革新等事業

(公共交通利用環境刷新計画の策定)

- 第4条 公共交通利用環境の革新等事業を実施しようとする公共交通事業者等は、様式第1-13に定めるところにより、次に掲げる事項を記載した公共交通利用環境刷新計画(以下「刷新計画」という。)を策定し、地方運輸局長若しくは神戸運輸監理部長又は沖縄総合事務局長(以下「地方運輸局長等」という。)を経由して、観光庁長官に提出しなければならない。
- 一 計画の名称
 - 二 計画の目標
 - 三 計画の期間
 - 四 計画の目標を達成するために必要な公共交通利用環境の革新等事業
 - 五 公共交通利用環境の革新等事業の効果の把握及び評価に関する事項
 - 六 その他必要な事項
- 2 観光庁長官は、前項の刷新計画が次に掲げる基準に適合すると認めるときは、その認定をするものとする。
- 一 「明日の日本を支える観光ビジョン」(平成28年3月30日策定)その他の観光に関する国の基本的な政策に適合するものと認められること。
 - 二 訪日外国人旅行者による我が国へのゲートウェイとなる空港・港湾から特定観光地に至るまでの公共交通事業者等の事業に係る交通サービスの利用環境の改善に相当程度寄与するものであると認められること。
 - 三 円滑かつ確実に実施されることが見込まれるものであること。
- 3 前項の認定をしたときは、様式第1-14による刷新計画認定通知書を公共交通事業者等に通知するものとする。
- 4 公共交通事業者等は、第2項の規定による認定を受けた刷新計画について次に掲げる事項の変更をしようとするときは、観光庁長官の認定を受けなければならない。
- 一 刷新計画の廃止
 - 二 刷新計画の目標の変更
 - 三 刷新計画の期間の変更
 - 四 第1項第4号で記載された事業の新設又は廃止
 - 五 第2項に掲げる基準の適合に係る事項の変更として、観光庁長官が認める変更

5 第2項及び3項の規定は、第4項の変更の認定について準用する。

(補助対象事業等)

第5条 大臣は、補助対象事業に必要な経費のうち、補助金交付の対象として大臣が認める経費（以下この章において「補助対象経費」という。）について、予算の範囲内において補助対象事業者に対し補助金を交付する。

2 本章における補助対象事業者、補助対象経費の区分及び補助率は、別表1、別表2及び別表2の2に定めるものとする。

(補助金の額)

第6条 国が交付する補助金の額は、補助対象経費に別表2及び別表2の2に定める補助率を乗じて得た額以内とする。

(補助金交付申請)

第7条 補助対象事業者は、補助金の交付を受けようとするときは、速やかに様式第1-1による補助金交付申請書を、大臣に提出しなければならない。

(交付の決定及び通知)

第8条 大臣は、前条の規定による補助金交付申請書の提出があったときは、審査の上、交付決定を行い、様式第1-2による交付決定通知書を補助対象事業者に通知するものとする。

2 大臣は、前項の通知に際して、必要な条件を附することができる。

(交付決定の変更等の申請)

第9条 補助対象事業者は、次の各号に該当するときは、様式第1-3による交付決定変更申請書を大臣に提出し、その承認を受けなければならない。

一 補助対象事業の内容を変更しようとするとき。ただし、大臣が別に定める軽微な変更にあつては、この限りでない。

二 別表1に掲げる補助対象経費の区分において配分された額を変更しようとするとき。ただし、変更を行う配分額のいずれか低い額の10%以内の流用増減の場合を除く。

2 前項第1号ただし書による軽微な変更を行ったときは、様式第1-4による変更届を大臣に届け出なければならない。

3 前項の規定は、第1項第2号ただし書の場合に準用する。

(交付決定の変更及び通知)

第10条 大臣は、前条の規定による交付決定変更申請書の提出があったときは、審査の上、交付決定の変更を行い、様式第1-5による交付決定変更通知書を補助対象事業者に通知するものとする。

2 大臣は、前項の通知に際して、必要な条件を附することができる。

(申請の取下げ)

第11条 補助対象事業者は、補助金の交付の決定後、その交付の決定に係る申請の取下げをするときは、交付決定の通知を受けた日から起算して30日以内に、その旨を記載した書面を大臣に提出しなければならない。

(状況報告)

第12条 補助対象事業者は、大臣の要求があつた場合には、速やかに様式第1-6による状況報告書を大臣に提出しなければならない。

2 補助対象事業者は、補助対象事業が補助対象事業年度内に完了しない見込みであるときは、状況報告書にその理由を付して事業年度の3月10日までに大臣に提出しなければならない。

3 補助対象事業者は、前項の補助対象事業の遂行状況について次事業年度第2四半期終了後、速やかに状況報告書を大臣に提出しなければならない。

(実績報告)

第13条 補助対象事業者は、補助対象事業が完了したときは、その日から1か月を経過した日又は翌年度の4月10日のいずれか早い日までに様式第1-7による完了実績報告書を大臣に提出しなければならない。ただし、補助対象事業の全部が交付決定年度内に完了しないときには、翌年度4月30日までに様式第1-8による終了実績報告書を大臣に提出しなければならない。

(補助金の額の確定等)

第14条 大臣は、前条本文の規定による完了実績報告書の提出を受けた場合であつて、その報告に係る補助対象事業の実施結果が補助金の交付の決定の内容及びこれに附した条件に適合すると認めるときは、交付すべき補助金の額を確定し、様式第1-9により補助対象事業者に通知するものとする。

2 大臣は、補助対象事業者に交付すべき補助金の額を確定した場合において、既にその額を超える補助金が交付されているときは、その超える部分の補助金の返還を命ずる。

(補助金の支払い)

第15条 補助金は前条第1項の規定により交付すべき補助金の額を確定した後に支払うものとする。ただし、必要があると認められる経費については、概算払することができる。

2 補助対象事業者は、前項の規定により国から補助金の支払いを受けようとするときは、様式第1-10による補助金支払請求書を大臣に提出しなければならない。

(事業の中止等)

第16条 補助対象事業者は、補助対象事業の中止、廃止又は譲渡を行おうとする場合は、その旨を記載した書面を大臣に提出し、その承認を受けなければならない。

(交付決定の取り消し)

第17条 大臣は、前条に定める補助対象事業の中止又は廃止の他、次の各号に掲げる場合には、第8条の交付決定の全部若しくは一部を取り消し、又は変更することができる。

一 補助対象事業者が、法令、本要綱若しくは本要綱に基づく大臣の処分又は指示に違反した場合

二 補助対象事業者が、補助金を補助対象事業以外の用途に使用した場合

三 補助対象事業者が、補助対象事業に関して不正、怠慢、その他不適当な行為を行った場合

四 前各号に掲げる場合のほか、交付決定後に生じた事情の変更等により、補助対象事業の全部又は一部を継続する必要がなくなった場合

2 大臣は、前項の規定による交付決定の取消しを行った場合において、既に当該取消しに係る部分に対する補助金が交付されているときは、期限を付して当該補助金の全部又は一部の返還を命ずるものとする。

3 大臣は、第1項第1号から第3号までのいずれかに該当することにより、前項の返還を命ずる場合には、その命令に係る補助金の受領の日から納付の日までの期間に応じて年利10.95%の割合で計算した加算金の納付を併せ命ずるものとする。

4 第2項の補助金の返還期限は、補助金の交付決定の取消の通知の日から20日以内とし、期限内に納付がない場合は、納期日の翌日から納付の日までの日数に応じ、その未納付額につき、年利10.95%の割合で計算した延滞金を徴するものとする。

(補助金の整理)

第18条 補助対象事業者は、補助対象経費に係る補助金について収入及び支出に関する帳簿を備え、他の経理と区分して補助金の使途を明らかにしておかなければならない。

2 補助対象事業者は、前項の帳簿とともにその内容を証する書類を整理して、補助対象事業の完了する日の属する年度の終了後5年間保存しなければならない。

(取得財産等の整理)

第19条 補助対象事業者は、補助事業により取得し、又は効用の増加した財産がある場合には、取得財産等に関する特別の帳簿を備え、補助対象経費により取得した時期又は効用の増加した時期、所在場所及び価格を記載し、補助対象経費により取得した財産の状況が明らかになるよう整理しなければならない。

(帳簿等の保存)

第20条 補助対象事業者は、次の各号に掲げる帳簿等を、財産処分制限期間を経過する日までの間、保存しなければならない。

一 取得財産等の得喪に関する書類

二 取得財産等の現状把握に必要な書類及び資料類

(取得財産等の管理等)

第21条 補助対象事業者は、取得財産等について、補助対象事業の完了後においても、善良な管理者の注意をもって管理し、補助金交付の目的に従って、その効率的運用を図らなければならない。

(取得財産等の処分の制限)

第22条 補助対象事業者は、取得財産等について、財産処分制限期間を経過する日までの間、大臣の承認を受けずに補助金の交付の目的に反して処分をしてはならない。

2 補助対象事業者は、前項の処分をしようとするときは、あらかじめ様式第1-11による財産処分承認申請書を提出して大臣の承認を受けなければならない。

3 大臣は、前項の承認をしようとする場合において、交付した補助金のうち第1項の処分時から財産処分制限期間が経過するまでの期間に相当する分を原則として返還させるとともに、さらに、当該処分により補助対象事業者が利益が生じるときは、交付した補助金額の範囲内でその利益の全部又は一部を国に納付させることとする。

(事業評価の実施)

第23条 公共交通利用環境の革新等事業による支援を受けた事業については、補助対象事業者自らによる事業の実施状況の確認、評価(以下「自己評価」という。)を行い、当該自己評価の結果を、第13条本文の規定による完了実績報告書に添付して、それぞれ補助対象事業者から、交付申請書を提出した地方整備局、北海道開発局、地方運輸局、神戸運輸監理部、地方航空局又は沖縄総合事務局(以下「国土交通省地方支分部局等」という。)に報告する。

第3章 観光地域振興無電柱化推進事業

(交付の対象等)

第24条 この補助金は、地方公共団体（以下この章において「補助対象事業者」という。）が間接補助事業を実施する者（以下この章において「間接補助対象事業者」という。）に対し、補助金を財源とする給付金を交付する事業（以下この章において「補助対象事業」という。）を交付の対象とする。

(補助対象事業等)

第25条 大臣は、補助対象事業に必要な経費のうち、補助金交付の対象として大臣が認める経費（以下この章において「補助対象経費」という。）について、予算の範囲内において補助対象事業者に対し補助金を交付する。

2 本章における補助対象事業の補助対象事業者、間接補助対象事業者、補助対象経費の区分及び補助率は、別表3に定めるものとする。

(補助金の額)

第26条 国が交付する補助金の額は、補助対象経費に別表3に定める補助率を乗じて得た額以内とする。

(補助金交付申請)

第27条 補助対象事業者は、補助金の交付を受けようとするときは、速やかに様式第1-1による補助金交付申請書を、地方整備局長等に提出しなければならない。

2 地方整備局長等は、前項本文の規定により提出を受けた補助金交付申請書について、補助金の交付が法令及び予算で定めるところに違反せず、金額の算定に誤りがないかどうか、その記載事項に不備又は不適當なものがないかどうか等を審査し、補助金を交付すべきものと認めるときは、様式第2-14による補助金交付申請進達書（以下「進達書」という。）に提出を受けた補助金交付申請書を添付し、これを大臣に提出するものとする。

(交付の決定及び通知)

第28条 大臣は、前条の規定による補助金交付申請書の提出があったときは、審査のうえ、交付決定を行うものとする。

2 大臣は、前項の通知に際して、必要な条件を附することができる。

3 地方整備局長等は、様式第2-15に大臣の発した様式第1-2による交付決定通知書を添付し、補助対象事業者に通知するものとする。

(交付決定の変更等の申請)

第29条 補助対象事業者は、次の各号に該当するときは、様式第1-3による交付決定変更申請書を提出し、大臣の承認を受けなければならない。

一 補助対象事業の内容を変更しようとするとき。ただし、大臣が別に定める軽微な変更にあつては、この限りでない。

二 別表3に掲げる補助対象経費の区分において配分された額を変更しようとするとき。ただし、変更を行う配分額のいずれか低い額の30%以内の流用増減の場合を除く。

2 第27条第1項及び第2項の規定は、前項の交付決定の変更申請の手続について準用する。

3 第1項1号ただし書による軽微な変更を行ったときは、様式第1-4による変更届を大臣に届け出なければならない。

4 前項の規定は、第1項第2号ただし書の場合に準用する。

(交付決定の変更及び通知)

第30条 大臣は、前条の規定による交付決定変更申請書の提出があったときは、審査のうえ、交付決定の変更を行うものとする。

2 大臣は、前項の通知に際して、必要な条件を附することができる。

3 地方整備局長等は、様式第2-15に大臣が発した様式第1-5による交付決定変更通知書を添付し、補助対象事業者に通知するものとする。

(申請の取下げ)

第31条 補助対象事業者は、補助金の交付の決定後、その交付の決定に係る申請の取下げをするときは、交付決定の通知を受けた日から起算して30日以内に、その旨を記載した書面を大臣に提出しなければならない。

2 第27条第1項及び第2項の規定は、前項の交付の決定に係る申請の取下げの手続について準用する。

(状況報告)

第32条 補助対象事業者は、大臣の要求があつた場合には、速やかに様式第1-6による状況報告書を地方整備局長等に提出しなければならない。

2 補助対象事業者は、補助対象事業が補助対象事業年度内に完了しない見込みであるときは、状況報告書にその理由を付して事業年度の3月10日までに地方整備局長等に提出しなければならない。

3 補助対象事業者は、前項の補助対象事業の遂行状況について次事業年度第2四半期終了後、速やかに状況報告書を地方整備局長等に提出しなければならない。

4 第27条第1項及び第2項の規定は、第1項の状況報告書の提出の手続について準用する。

(実績報告)

第33条 補助対象事業者は、補助対象事業が完了したときは、事業の完了の日から起算して1ヶ月を経過した日又は事業の完了の日が属する年度の翌年度の4月10日のいずれか早い日までに様式第1-7による完了実績報告書を地方整備局長等に提出しなければならない。ただし、補助対象事業の全部が交付決定年度内に完了しないときには、補助金の交付決定に係る国の会計年度の翌年度の4月30日までに様式第1-8による年度終了報告書を地方整備局長等に提出しなければならない。

(補助金の額の確定等)

第34条 地方整備局長等は、前条本文の規定による完了実績報告書を受領したときは、その報告に係る補助対象事業が補助金の交付の決定の内容及びこれに附した条件に適合するものであるかを調査し、適合すると認めるときは、適正化法第15条の規定により補助金の額を確定し、様式第1-9の額の確定通知書により補助対象事業者へ通知するものとする。

2 地方整備局長等は、前項により補助金の額の確定を行った場合は、様式第2-16の額の確定報告書により、速やかに大臣に報告するものとする。

3 地方整備局長等は、補助対象事業者に交付すべき補助金の額を確定した場合において、既にその額を超える補助金が交付されているときは、その超える部分の補助金の返還を様式第2-13により命ずるものとする。

(補助金の請求)

第35条 補助金は前条第1項の規定により交付すべき補助金の額を確定した後に支払うものとする。ただし、必要があると認められる経費については、概算払することができる。

2 補助対象事業者は、前項の規定により国から補助金の支払いを受けようとするときは、様式第1-10による補助金支払請求書を所掌する支出官に提出しなければならない。

(事業の中止等)

第36条 補助対象事業者は、補助対象事業の中止、廃止又は譲渡を行おうとする場合は、その旨を記載した書面を大臣に提出し、その承認を受けなければならない。

2 第30条第1項及び第2項の規定は、前項の事業の中止、廃止又は譲渡に関する書面の提出の手続について準用する。

(交付決定の取り消し)

第37条 大臣は、前条に定める補助対象事業の中止又は廃止の他、次の各号に掲げる場合には、第28条の交付決定の全部若しくは一部を取り消し、又は変更することができる。

一 補助対象事業者又は間接補助対象事業者が、法令、本要綱若しくは本要綱に基づく大臣の処分又は指示に違反した場合

二 補助対象事業者又は間接補助対象事業者が、補助金を補助対象事業以外の用途に使用した場合

三 補助対象事業者又は間接補助対象事業者が、補助対象事業に関して不正、怠慢、その他不適当な行為を行った場合

四 前各号に掲げる場合のほか、交付決定後に生じた事情の変更等により、補助対象事業の全部又は一部を継続する必要がなくなった場合

2 地方整備局長等は、大臣により前項の規定による交付決定の取消しを行った場合において、既に当該取消しに係る部分に対する補助金が交付されているときは、期限を附して当該補助金の全部又は一部の返還を命ずるものとする。

3 地方整備局長等は、第1項第1号から第3号までのいずれかに該当することにより、前項の返還を命ずる場合には、その命令に係る補助金の受領の日から納付の日までの期間に応じて年利10.95%の割合で計算した加算金の納付を併せ命ずるものとする。

4 第2項の補助金の返還期限は、補助金の交付決定の取消しの通知の日から20日以内とし、期限内に納付がない場合は、納期日の翌日から納付の日までの日数に応じ、その未納付額につき、年利10.95%の割合で計算した延滞金を徴するものとする。

(取得財産等の処分の制限)

第38条 補助対象事業者が間接補助金の交付決定において、間接補助事業により取得し、又は効用の増加する財産の処分について、補助対象事業者の承認を受けべき旨の間接補助条件を附している場合であって、間接補助対象事業者の財産処分の承認に当たり、当該財産処分に係る返納金の納付を条件とした場合には、補助対象事業者は、様式第2-17により地方整備局長等へ財産処分報告書(間接補助)を提出するものとする。

2 補助対象事業者が間接補助対象事業者から前項の返納金を収納した場合には、当該返納金に係る補助金相当額を国庫に納付するものとする。

(準用規定)

第39条 第23条の規定は、観光地域振興無電柱化推進事業について準用する。この場合において、第23条中「第13条」とあるのは「第33条」と読み替えるものとする。

第4章 先進的なサイクリング環境整備事業

(補助対象事業等)

第40条 大臣は、補助対象事業に必要な経費のうち、補助金交付の対象として大臣が認める経費（以下この章において「補助対象経費」という。）について、予算の範囲内において補助対象事業者に対し補助金を交付する。

2 本章における補助対象事業の補助対象事業者、補助対象経費の区分及び補助率は、別表4に定めるものとする。

(補助金の額)

第41条 国が交付する補助金の額は、補助対象経費に別表4に定める補助率を乗じて得た額以内とする。

(取得財産等の処分の制限)

第42条 補助対象事業者は、取得財産等について、地方整備局長等の承認を受けずに補助金の交付の目的に反して処分をしてはならない。

2 補助対象事業者は、前項の処分をしようとするときは、あらかじめ様式第1-1-1による財産処分承認申請書を提出して地方整備局長等の承認を受けなければならない。

3 地方整備局長等は、前項の承認をしようとする場合において、交付した補助金のうち残存価額に相当する分を原則として返還させるとともに、さらに、当該処分により補助対象事業者が利益が生じるときは、交付した補助金額の範囲内でその利益の全部又は一部を国に納付させることとする。

(準用規定)

第43条 第23条及び第27条から第37条までの規定は、先進的なサイクリング環境整備事業について準用する。この場合において、第29条第1項第2号中「別表3」とあるのは「別表4」と、第37条第1項第1号から第3号中「補助対象事業者又は間接補助対象事業者」とあるのは「補助対象事業者」と読み替えるものとする。

第5章 観光二次交通高度化事業

(観光二次交通高度化計画の策定)

第44条 観光二次交通高度化事業を実施しようとする別表5に定める補助対象事業者（以下「二次交通高度化計画策定者」という。）は、単独で又は共同して、様式第4-1で定めるところにより、次に掲げる事項を記載した観光二次交通高度化計画（以下「二次交通高度化計画」という。）を策定し、地方運輸局長等を経由して、大臣に提出しなければならない。この場合において、地方公共団体以外の者が高度化計画を策定しようとするときは、あらかじめ様式第4-1の2により地方公共団体の同意を得なければならない。

- 一 計画の名称
- 二 計画の目標
- 三 計画の期間
- 四 計画の目標を達成するために必要な事業
- 五 観光二次交通高度化事業の効果の把握及び評価に関する事項
- 六 その他必要な事項

2 大臣は、前項の高度化計画が次に掲げる基準に適合すると認めるときは、その認定をするものとする。

- 一 「明日の日本を支える観光ビジョン」（平成28年3月30日策定）その他の観光に関する国の基本的な政策に適合するものと認められること。
- 二 高度化計画の対象区域における訪日外国人旅行者の周遊の促進に相当程度寄与するものであると認められること。
- 三 円滑かつ確実に実施されることが見込まれるものであること。

3 前項の認定をしたときは、様式第4-2による二次交通高度化計画認定通知書を二次交通高度化計画策定者に通知するものとする。

4 二次交通高度化計画策定者は、前項の規定による認定を受けた二次交通高度化計画について次に掲げる事項の変更をしようとするときは、大臣の認定を受けなければならない。

- 一 二次交通高度化計画の廃止
- 二 二次交通高度化計画の目標の変更
- 三 二次交通高度化計画の期間の変更
- 四 第1項第4号で記載された事業の新設又は廃止
- 五 第1項第4号で記載された事業を実施する補助対象事業者の変更
- 六 前項に掲げる基準の適合に係る事項の変更として大臣が認める変更

5 第2項及び3項の規定は、第4項の変更の認定について準用する。

(補助対象事業等)

第45条 大臣は、補助対象事業に必要な経費のうち、補助金交付の対象として大臣が認める経費（以下この章において「補助対象経費」という。）について、予算の範囲内において補助対象事業者に対し補助金を交付する。

2 本章における補助対象事業者、補助対象経費の区分及び補助率は、別表5に定めるものとする。

(補助金の額)

第46条 国が交付する補助金の額は、補助対象経費に別表5に定める補助率を乗じて得た額以内とする。

(準用規定)

第47条 第7条から第23条までの規定は、第44条第2項(同条第4項において準用する場合を含む。)の規定により認定された観光二次交通高度化計画に基づき実施される観光二次交通高度化事業について準用する。この場合において、第9条第1項第2号中「別表1」とあるのは「別表5」と読み替えるものとする。

第6章 交通サービスインバウンド対応支援事業

第1節 交通サービス利便向上促進等事業

第1款 交通サービス利便向上促進事業

(補助対象事業等)

第48条 大臣は、補助対象事業に必要な経費のうち、補助金交付の対象として大臣が認める経費(以下この節において「補助対象経費」という。)について、予算の範囲内において補助対象事業者に対し補助金を交付する。

2 本款における補助対象事業の種目並びに補助対象事業の種目ごとの補助対象事業者、補助対象経費の区分及び補助率は、別表6に定めるものとする。

(補助金の額)

第49条 国が交付する補助金の額は、補助対象経費に別表6に定める補助率を乗じて得た額以内とする。

(補助金交付申請)

第50条 補助対象事業者は、補助金の交付を受けようとするときは、速やかに様式第5-1による補助金交付申請書を、大臣に提出しなければならない。

2 LRTプロジェクト実施要綱(平成18年4月12日)に基づき、鉄軌道事業者、地方公共団体及び地域の企業・NPO・住民から構成される協議会等が策定する計画(以下「LRT整備計画」という。)に基づき実施されるLRTシステムの整備に要する経費に係る事業である場合については、当該LRT整備計画の写しを申請書に添付するものとする。

3 次に掲げる事業(LRTシステム又はBRTシステムの整備に係るものに限る。)である場合については、次に掲げる区分に応じ、それぞれに定める計画等の写しを添付するものとする。

一 地域公共交通の活性化及び再生に関する法律(平成19年法律第59号。以下「活性化法」という。)第5条第1項に規定する地域公共交通計画(以下「公共交通計画」という。)及び活性化法第27条の14第1項に規定する地域公共交通利便増進実施計画(活性化法第27条の15の規定により大臣の認定を受けたものに限る。以下「利便増進計画」という。)に基づいて実施される事業 利便増進計画

二 公共交通計画及び利便増進計画並びに立地適正化計画(都市再生特別措置法(平成14年法律第22号)第81条第1項に規定する計画をいう。)及び都市・地域総合交通戦略(都市・地域総合交通戦略要綱(平成21年3月16日)に基づき策定されたものであって、同要綱の定めるところにより大臣の認定を受けたものに限る。以下「都市交通戦略」という。)の双方に基づいて実施される事業 利便増進計画及び都市交通戦略

三 公共交通計画及び利便増進計画並びに軌道運送高度化実施計画(活性化法第8条第1項に掲げる計画であって、活性化法第9条第3項の規定により大臣の認定を受けたものに限る。)又は道路運送高度化実施計画(活性化法第13条第1項に掲げる計画であって、活性化法第14条第3項の規定により大臣の認定を受けたものに限る。) 利便増進計画及び軌道運送高度化実施計画又は道路運送高度化実施計画

4 鉄軌道事業者に車両を貸与する者が提出する場合については、様式第5-13による補助金交付申請確認書を申請書に添付するものとする。

(準用規定)

第51条 第8条から第23条までの規定は、第48条第2項の補助対象事業を行う場合において準用する。この場合において、第8条中「様式第1-2」とあるのは「様式第5-2」、第9条中「別表1」とあるのは「別表6」、「様式第1-3」とあるのは「様式第5-3」、第10条中「様式第1-5」とあるのは「様式第5-5」、第12条中「様式第1-6」とあるのは「様式第5-6」、第13条中「様式第1-7」とあるのは「様式第5-7」、「様式第1-8」とあるのは「様式第5-8」、第14条「様式第1-9」とあるのは「様式第5-9」、第15条中「様式第1-10」とあるのは「様式第5-10」、第22条「様式第1-11」とあるのは「様式第5-11」、第23条中「公共交通利用環境の革新等事業」とあるのは「交通サービス利便向上促進事業」と読み替えるものとする。

第2款 インバウンド対応型鉄軌道車両整備事業

(補助対象事業等)

第52条 大臣は、補助対象経費について、予算の範囲内において補助対象事業者に対し補助金を交付する。

2 本款における補助対象事業は、補助対象事業者が行う訪日外国人旅行者受入環境整備に資する車両設備の整備等とする(補助対象事業者が第4項の鉄軌道事業者に車両を貸与する者の場合は、車両の導入に限る。)

3 前項の訪日外国人旅行者受入環境整備に資する車両設備とは、車内案内表示、車内案内放送又は車体の行先表示

の多言語化を実施するものとする。

- 4 本款における補助対象事業者は、次の各号に掲げる者を除いた旅客輸送を行う鉄道事業者及び軌道経営者（以下「鉄軌道事業者」という。）及び鉄軌道事業者に車両を貸与する者とする。
- 一 地方公共団体（第三種鉄道事業者及び軌道整備事業者を除く。）
 - 二 東日本旅客鉄道株式会社、東海旅客鉄道株式会社、西日本旅客鉄道株式会社
 - 三 大手民鉄及び大手民鉄に準ずる大都市周辺の民鉄事業者

（交付の対象等）

- 第53条 補助対象経費の範囲は、補助対象事業者が補助対象事業の設備の整備等に直接要した本工事費（資産の購入を含む。）とする。
- 2 前項の補助対象経費に係る消費税のうち、仕入控除を行う場合における仕入控除の対象となる消費税相当分については、補助対象としないものとする。
 - 3 第1項の補助対象経費に係る消費税のうち、一部又は全部について仕入控除が出来ない場合は、補助対象経費に係る消費税相当額を補助対象とするものとする。この場合においては、第55条に規定する補助金交付申請書に仕入控除ができない理由を記載した理由書を添付して提出しなければならない。かつ、様式第5-12に当該補助対象事業完了年度の消費税の確定申告書等を添付して提出しなければならない。

（補助金の額）

- 第54条 国が交付する補助金の額は、補助対象経費に補助率1/3を乗じて得た額以内の額とする。
- 2 鉄道事業再構築事業実施計画（活性化法第23条第1項に掲げる計画について、同法第24条第2項の規定により大臣の認定を受けたものであって、当該計画に訪日外国人旅行者を含む観光誘客の取組が位置付けられているものに限る。以下「再構築計画」という。）に基づき補助対象事業者が補助対象事業に要する費用を関係地方公共団体（国庫補助金の交付を受けようとする会計年度の4月1日における当該地方公共団体の直近の財政力指数（地方交付税法（昭和25年法律第211号）第14条の規定により算定した基準財政収入額を同法第11条の規定により算定した基準財政需要額で除して得た数値の過去3年間の平均値をいう。）が0.46未満である地方公共団体に限る。以下この項において「特定地方公共団体」という。）が負担するときは、前項の規定にかかわらず、国が交付する補助金の額は、第1号に掲げる額に第2号に掲げる額を加えて得た額とする。
 - 一 特定地方公共団体が当該補助対象事業者に交付することとなる額（この号において「特定地方公共団体補助額」という。）に特定地方公共団体補助額に相当する国庫補助額を加えた額（次号において「特定補助対象経費」という。）に補助率1/2を乗じて得た額以内の額
 - 二 補助対象経費から特定補助対象経費を除いて得た額に、補助率1/3を乗じて得た額以内の額

（補助金交付申請）

- 第55条 補助対象事業者は、補助金の交付を受けようとするときは、速やかに様式第5-1による補助金交付申請書を、大臣に提出しなければならない。
- 2 再構築計画に基づいて実施される事業については、再構築計画の写しを添付するものとする。
 - 3 鉄軌道事業者が車両を貸与する者が提出する場合には、様式第5-13による補助金交付申請確認書を添付するものとする。

（交付決定の変更等の申請）

- 第56条 補助対象事業者は、次の各号に該当するときは、様式第5-3による交付決定変更申請書を大臣に提出し、その承認を受けなければならない。
- 一 補助対象事業の内容を変更しようとするとき。ただし、大臣が別に定める軽微な変更にあつては、この限りでない。
 - 二 様式第5-1別紙2に掲げる各工事内容間の補助対象経費の配分された額を変更しようとするとき。ただし、変更を行う配分額のいずれか低い額の30%以内の流用増減の場合を除く。
- 2 前項第1号ただし書による軽微な変更を行ったときは、様式第5-4による変更届を大臣に届け出なければならない。
 - 3 前項の規定は、第1項第2号ただし書の場合に準用する。

（準用規定）

- 第57条 第8条及び第10条から第23条までの規定は、第52条第2項の補助対象事業を行う場合において準用する。この場合において、第8条中「様式第1-2」とあるのは「様式第5-2」、第10条中「様式第1-5」とあるのは「様式第5-5」、第12条中「様式第1-6」とあるのは「様式第5-6」、第13条中「様式第1-7」とあるのは「様式第5-7」、「様式第1-8」とあるのは「様式第5-8」、第14条「様式第1-9」とあるのは「様式第5-9」、第15条中「様式第1-10」とあるのは「様式第5-10」、第22条「様式第1-11」とあるのは「様式第5-11」、第23条中「公共交通利用環境の革新等事業」とあるのは「インバウンド対応型鉄軌道車両整備事業」と読み替えるものとする。

第2節 交通サービス調査事業

第1款 調査事業

(補助対象事業者)

第58条 本款における補助対象事業者は、都道府県、市区町村、交通事業者若しくは交通施設の管理者等からなる協議会（以下この節において「協議会」という。）又は都道府県若しくは市区町村とする。

2 前項の協議会は、以下の者によって構成される。

- 一 関係する都道府県又は市区町村
- 二 関係する交通事業者又は交通施設管理者等
- 三 地方運輸局等
- 四 その他訪日外国人旅行者等の移動を円滑に行うための交通サービスの実状、その利用促進の取組に精通する者等協議会が必要と認める者

(交付の対象等)

第59条 大臣は、訪日外国人旅行者等の移動を円滑に行うための交通サービスに関する調査の実施に必要な経費のうち、補助金交付の対象として大臣が認める経費（以下この款において「補助対象経費」という。）について、予算の範囲内において補助対象事業者に対して補助金を交付する。

2 補助対象経費及び補助率については、別表7のとおりとする。

(補助金交付申請)

第60条 補助対象事業者は、補助金の交付を受けようとするときは、速やかに様式第6-1による補助金交付申請書を大臣に提出しなければならない。

(交付の決定及び通知)

第61条 大臣は、前条の規定による補助金交付申請書の提出があったときは、審査のうえ、交付決定を行い、様式第6-2による交付決定通知書により補助対象事業者に通知するものとする。

2 大臣は、前項の交付決定に際して、必要な条件を附することができる。

(交付決定の変更等の申請)

第62条 補助対象事業者は、補助対象事業の内容の変更（軽微な場合を除く。）をする場合には、あらかじめ様式第6-3による交付決定変更申請書を大臣に提出し、その承認を受けなければならない。

2 前項の軽微な場合とは、「補助金等適正化法の「軽微な変更」及び「同種」の基準」（昭和30年中央連絡協議会）による。

(交付決定の変更及び通知)

第63条 大臣は、前条に基づく交付決定変更申請書の提出があったときは、審査のうえ、交付決定の変更を行い、様式第6-4による交付決定変更通知書により補助対象事業者に通知するものとする。

2 大臣は、前項の交付決定の変更の際に、必要な条件を附することができる。

(申請の取下げ)

第64条 補助対象事業者は補助金の交付の決定後、その交付の決定に係る申請の取下げをするときは、交付決定の通知を受けた日から起算して30日以内に、その旨を記載した書面を大臣に提出しなければならない。

(状況報告)

第65条 補助対象事業者は、大臣の要求があった場合には、速やかに様式第6-5による状況報告書を大臣に提出しなければならない。

2 補助対象事業者は、補助対象事業が補助対象事業年度内に完了しない見込みであるときは、当該補助対象事業者は、状況報告書にその理由を付して速やかに大臣に提出しなければならない。

(実績報告)

第66条 補助対象事業者は、補助対象事業が完了したときは、その日から1か月を経過した日又は翌年度の4月10日のいずれか早い日までに様式第6-6による完了実績報告書を大臣に提出しなければならない。

(補助金の額の確定等)

第67条 大臣は、前条に規定する完了実績報告書の提出を受けた場合は、その報告に係る補助対象事業の実施結果が補助金の交付の決定の内容及びこれに附した条件に適合すると認めるときは、別表7に定めるところにより、交付すべき補助金の額を確定し、様式第6-7による額の確定通知書により補助対象事業者に通知するものとする。

2 大臣は、補助対象事業者に交付すべき補助金の額を確定した場合において、既にその額を超える補助金が交付されているときは、その超える部分の補助金の返還を命ずる。

(補助金の支払い)

第68条 補助金は前条第1項の規定により交付すべき補助金の額を確定した後に支払うものとする。ただし、必要があると認められる経費については、概算払することができる。

2 補助対象事業者は、前項の規定により補助金の支払いを受けようとするときは、様式第6-8による補助金支払請求書を提出しなければならない。

(事業の中止等)

第69条 補助対象事業者が補助対象事業の中止又は廃止をしようとする場合は、その旨を記載した書面を大臣に提出し、その承認を受けなければならない。

(交付決定の取り消し)

第70条 大臣は、前条に定める補助対象事業の中止又は廃止の他、次の各号に掲げる場合には、第61条の交付決定の全部若しくは一部を取り消し、又は変更することができる。

- 一 補助対象事業者が、法令、本要綱若しくは本要綱に基づく大臣の処分又は指示に違反した場合
 - 二 補助対象事業者が、補助金を補助対象事業以外の用途に使用した場合
 - 三 補助対象事業者が、補助対象事業に関して不正、怠慢、その他不適当な行為を行った場合
 - 四 前各号に掲げる場合のほか、交付決定後に生じた事情の変更等により、補助対象事業の全部又は一部を継続する必要がなくなった場合
- 2 大臣は、前項の規定による交付決定の取消しを行った場合において、既に当該取消しに係る部分に対する補助金が交付されているときは、期限を付して当該補助金の全部又は一部の返還を命ずるものとする。
- 3 大臣は、第1項第1号から第3号までのいずれかに該当することにより、前項の返還を命ずる場合には、その命令に係る補助金の受領の日から納付の日までの期間に応じて年利10.95%の割合で計算した加算金の納付を併せ命ずるものとする。
- 4 第2項の補助金の返還期限は、補助金の交付決定の取消の通知の日から20日以内とし、期限内に納付がない場合は、納期日の翌日から納付の日までの日数に応じ、その未納付額につき、年利10.95%の割合で計算した延滞金を徴するものとする。

(補助金の整理)

第71条 補助対象事業者は、補助対象経費に係る補助金について収入及び支出に関する帳簿を備え、他の経理と区分して補助金の使途を明らかにしておかなければならない。

- 2 補助対象事業者は、前項の帳簿とともにその内容を証する書類を整理して、補助対象事業の完了する日の属する年度の終了後5年間保存しなければならない。

(取得財産等の整理)

第72条 補助対象事業者は、取得財産等に関する特別の帳簿を備え、その取得し、又は効用の増加した時期、所在場所及び価格並びに取得財産等に係る補助金等の取得財産等に関する状況が明らかになるよう整理しなければならない。

(帳簿等の保存)

第73条 補助対象事業者は、次の各号に掲げる帳簿等を、財産処分制限期間を経過する日までの間、保存しなければならない。

- 一 取得財産等の得喪に関する書類
- 二 取得財産等の現状把握に必要な書類及び資料類

(取得財産等の管理等)

第74条 補助対象事業者は、取得財産等について、補助対象事業の完了後においても、善良な管理者の注意をもって管理し、補助金交付の目的に従って、その効率的運用を図らなければならない。

(取得財産等の処分の制限)

第75条 補助対象事業者は、取得財産等について、財産処分制限期間を経過する日までの間、大臣の承認を受けずに補助金の交付の目的に反して処分をしてはならない。

- 2 補助対象事業者は、前項の処分をしようとするときは、あらかじめ様式第6-10による財産処分承認申請書を提出して大臣の承認を受けなければならない。
- 3 大臣は、前項の承認をしようとする場合において、交付した補助金のうち第1項の処分時から財産処分制限期間が経過するまでの期間に相当する分を原則として返還させるとともに、さらに、当該処分により補助対象事業者が利益が生じるときは、交付した補助金額の範囲内でその利益の全部又は一部を国に納付させることとする。

(事業評価の実施)

第76条 調査事業による支援を受けた事業については、自己評価を行い、当該自己評価の結果を、第66条の規定による完了実績報告書に添付して、それぞれ補助対象事業者から、地方運輸局等に報告する。

第2款 利用促進事業

(補助対象事業者)

第77条 本款における補助対象事業者は、協議会又は都道府県若しくは市区町村とする。

(交付の対象等)

第78条 大臣は、利用促進事業及び利用促進の効果等の評価の実施に必要な経費のうち、補助金交付の対象として大臣が認める経費(次項において「補助対象経費」という。)について、予算の範囲内で補助対象事業者に対し補

助金を交付する。

2 補助対象経費及び補助率については、別表7のとおりとする。

(準用規定)

第79条 第58条第2項及び第60条から第76条までの規定は、本款において準用する。この場合において、第60条中「様式第6-1」とあるのは「様式第6-9」と、第76条中「調査事業」とあるのは「利用促進事業」と読み替えるものとする。

第7章 インバウンド先進車両導入支援事業

(補助対象事業等)

第80条 大臣は、補助対象事業に必要な経費のうち、補助金交付の対象として大臣が認める経費（以下この章において「補助対象経費」という。）について、予算の範囲内において補助対象事業者に対し補助金を交付する。

2 本章における補助対象事業は、補助対象事業者が行うインバウンド先進車両導入支援事業とする。

3 前項のインバウンド先進車両には、車両案内表示、車両案内放送又は車体の行先表示の多言語化を実施するものとする。

4 本章による補助対象事業者は、補助対象事業を行う地方公共団体等とする。

5 本章における補助対象事業は、次に掲げる要件を全て満たすものとする。

一 補助対象事業者である地方公共団体が、活性化法第5条第1項に規定する地域公共交通計画（同条第5項の規定により同条第2項第4号に掲げる事項に第2条第5号の地域公共交通特定事業に関する事項が定められたものに限る。）又は第29条の8第1項に規定する再構築方針（同条第3項の規定により同条第2項4号に掲げる事項に第2条第5号の地域公共交通特定事業に関する事項が定められたものに限る。）を作成していること。

二 次のイからホまでに掲げるいずれかの実施計画（第4号及び第5号において「地域公共交通特定事業の実施計画」と総称する。）の認定を受けていること。

イ 同法第9条第3項の規定による軌道運送高度化実施計画の認定（同条第6項の規定による変更の認定を含む。）

ロ 同法第14条第3項の規定による道路運送高度化実施計画の認定（同条第7項の変更の認定を含む。）

ハ 同法第24条第2項の規定による鉄道事業再構築実施計画の認定（同条第5項の変更の認定を含む。）

ニ 同法第27条の3第2項の規定による地域旅客運送サービス継続実施計画の認定（同条第5項の変更の認定を含む。）

ホ 同法第27条の15第2項の規定による地域公共交通利便増進実施計画の認定（同条第5項の変更の認定を含む。）

三 補助対象事業者である地方公共団体が、都市再生特別措置法（平成14年法律第22号）第81条第1項に規定する立地適正化計画その他のまちづくり又は観光の振興に関する計画（以下この号において「まちづくり計画等」と総称する。）を作成しているものであって、まちづくり計画等において、当該地域公共交通ネットワークの活用についての実効性ある取組が具体的に記載されていること。

四 地域公共交通特定事業の実施計画において、次のイからハまでに掲げる事項に関する目標が記載されていること。

イ 当該地域公共交通の利用者数

ロ 当該地域公共交通の事業収支

ハ 当該地域公共交通に対する国又は地方公共団体の支出額

五 地域公共交通特定事業の実施計画において、当該地域公共交通に関する利用促進施策に関する事項が具体的に記載されていること。

(交付の対象等)

第81条 補助対象経費の範囲は、補助対象事業者が補助対象事業に要した本工事費（資産の購入を含む。）とする。

2 前項の補助対象経費に係る消費税のうち、仕入控除を行う場合における仕入控除の対象となる消費税相当分については、補助対象としないものとする。

3 第1項の補助対象経費に係る消費税のうち、一部または全部について仕入控除が出来ない場合は、補助対象経費に係る消費税相当額を補助対象とするものとする。この場合においては、第83条に規定する補助金交付申請書に仕入控除ができない理由を記載した理由書を添付して提出しなければならない。かつ、様式第7-12に当該補助対象事業完了年度の消費税の確定申告書等を添付して提出しなければならない。

4 本補助金の交付と対象経費を重複して、社会資本整備総合交付金等の国の補助金等の交付を受けてはならない。

(補助金の額)

第82条 国が交付する補助金の額は、補助対象経費に補助率 $1/2$ を乗じて得た額以内の額とする。ただし、東日本旅客鉄道株式会社、東海旅客鉄道株式会社若しくは西日本旅客鉄道株式会社又は大手民鉄が運行する路線に係る鉄道事業再構築実施計画に基づき実施する場合にあっては、当該事業に要する経費に $2/3$ を乗じた額を補助対象経費とし、これに補助率 $1/2$ を乗じて得た額以内の額とする。

(補助金交付申請)

第83条 補助対象事業者は、補助金の交付を受けようとするときは、すみやかに様式7-1による補助金交付申請

書を大臣に提出しなければならない。

(準用規定)

第84条 第8条、第10条から第22条及び第56条の規定は、本章において準用する。この場合において、第8条中「様式第1-2」とあるのは「様式第7-2」、第10条中「様式第1-5」とあるのは「様式第7-5」、第12条中「様式第1-6」とあるのは「様式第7-6」、第13条中「様式第1-7」とあるのは「様式第7-7」、「様式第1-8」とあるのは「様式第7-8」、第14条中「様式第1-9」とあるのは「様式第7-9」、第15条中「様式第1-10」とあるのは「様式第7-10」、第22条中「様式第1-11」とあるのは「様式第7-11」、第56条中「様式第5-3」とあるのは「様式第7-3」、「様式第5-1別紙2」とあるのは「様式第7-1別紙2」、「様式第5-4」とあるのは「様式第7-4」と読み替えるものとする。

第8章 地域内観光フィーダー系統補助事業

(補助対象事業者等)

第85条 本章における補助対象事業者は、活性化法定協議会（地域公共交通の活性化及び再生に関する法律（平成19年法律第59号。以下「活性化法」という。）第6条第1項に規定する協議会をいう。以下同じ。）とする。
2 大臣は、予算の範囲内において、第87条の補助対象事業に係る補助対象経費の1/2に相当する額以内の額を、補助対象事業者に対し交付する。ただし、災害等の予期しない事由により欠損が増大した場合その他特に調整を必要とする場合には、予算の範囲内で額を増減することができる。

(補助対象期間)

第86条 本章における補助対象事業の補助対象期間は、国庫補助金の交付を受けようとする会計年度（財政法（昭和22年法律第34号）第11条に規定する会計年度をいう。以下同じ。）の9月30日を末日とする1年間とする。

(補助対象事業の基準)

第87条 本章における補助対象事業は、別表8に定める要件に適合する運行系統に係る運行であって、かつ、別表9に定めるところにより補助対象経費の額が算定されるものとする。
2 前項の規定は、利便増進計画（活性化法第27条の14第1項に規定する地域公共交通利便増進実施計画をいう。以下同じ。）に基づいて、地域内観光フィーダー系統と位置付けられた運行系統については、当該計画に実施予定期間として定められた期間中に限り、「別表8」とあるのは「別表11」と読み替えるものとする。
3 第1項の規定は、運送継続計画（活性化法第27条の2第1項に規定する地域旅客運送サービス継続実施計画をいう。以下同じ。）に基づいて、地域内観光フィーダー系統と位置付けられた運行系統については、当該計画に実施予定期間として定められた期間中に限り、「別表8」とあるのは「別表12」と読み替えるものとする。

(地域公共交通計画)

第88条 地域内観光フィーダー系統補助事業を行う場合は、地域公共交通計画（活性化法第5条1項に規定する地域公共交通計画をいう。以下同じ。）に、当該地域公共交通計画の計画期間内における次に掲げる事項について具体的に記載するものとする。ただし、第89条第1項の認定の申請に必要な地域公共交通計画の計画期間が、補助対象期間に満たない場合について、その満たない計画期間が6月以下である場合には、合理的理由があると認められるときは、当該地域公共交通計画の計画期間内とみなす。
一 地域内観光フィーダー系統補助事業により運行する運行系統の地域の公共交通及び観光旅客（訪日外国人旅行者を含む。以下同じ。）の受入の必要性など、観光政策における位置付け・役割
二 前号を踏まえた地域内観光フィーダー系統補助事業の必要性
三 地域内観光フィーダー系統補助事業により運行する運行系統に係る事業及び実施主体の概要
四 地域公共交通計画の区域内全体における地域旅客運送サービスの利用者の数、収支、費用に係る国又は地方公共団体の支出の額その他の定量的な目標・効果及びその評価手法
2 前項の地域公共交通計画には、次に掲げる事項について具体的に記載した書類を添付するものとする。
一 地域内観光フィーダー系統補助事業の内容及び実施主体に関する詳細
二 前項第一号の運行系統の概要及び運送予定者
三 前項第一号の運行系統の利用者の数、収支、費用に係る国又は地方公共団体の支出の額その他の定量的な目標・効果及びその評価手法・測定方法
四 前項第一号に関して、観光旅客の受入環境に係る利便増進措置の具体的内容
五 地域内観光フィーダー系統補助事業に要する費用の総額、負担者及びその負担額
3 第87条第2項又は第3項の規定による補助対象事業の基準の特例を受けようとする場合においては、第1項及び第2項の規定にかかわらず、第1項及び第2項に掲げる事項のうち利便増進計画又は運送継続計画に記載された事項については、記載を省略することができる。
4 活性化法定協議会は、第2項第二号の運行系統に係る運送予定者の選定に当たっては、これに抛りがたい事情があると大臣が認める場合を除き、サービスの品質・企画内容、価格等を総合的に比較考慮するため、企画競争その他これに準ずる競争性のある方法により行わなければならない。なお、一の補助対象期間を分割して又は複数の補助対象期間にまたがって運送予定者を選定することを妨げない。

(地域公共交通計画の認定の申請)

- 第89条 活性化法法定協議会は、本章の補助金の交付を受けて補助対象システムの運行を行おうとするときは、当該活性化法法定協議会の議論を経て策定された、前条第1項各号に掲げる事項を記載した地域公共交通計画に、同条第2項各号に掲げる事項を記載した書類を添付し、大臣に認定を申請するものとする。
- 2 前項の認定の申請は、様式第9-1による地域公共交通計画認定申請書を毎年、補助金の交付を受けようとする会計年度の前年度の6月30日（当該期限までに提出しないことについて合理的な理由があると大臣が認める場合にあっては大臣が指定する日）までに大臣に提出して行うものとする。
- 3 活性化法法定協議会は、前項の提出をするときは、次に掲げる書類を添付するものとする。ただし、過去に地域公共交通計画の認定申請又は補助金交付申請の添付書類として既に提出している場合は、当該書類の添付を省略することができる。
- 一 利便増進特例を受けようとする場合にあっては、認定を受けた利便増進計画の写し及び認定通知書の写し並びに利便増進特例を受けようとする運行システムの再編の概要
 - 二 運送継続特例を受けようとする場合にあっては、認定を受けた運送継続計画の写し及び認定通知書の写し並びに運送継続特例を受けようとする運行システムの概要
- 4 活性化法法定協議会は、地域公共交通計画の計画期間が補助対象期間に満たない場合における前条第1項ただし書の合理的な理由がある場合には、地域公共交通計画に、合理的な理由を記載した書類を添付し、大臣に認定を申請するものとする。
- 5 活性化法法定協議会は、地域公共交通確保維持改善事業費補助金交付要綱（平成23年3月30日付国総計第97号、国鉄財第368号、国鉄業第102号、国自旅第240号、国海内第149号、国空環第103号。以下「サバイバル補助金交付要綱」という。）第18条において準用する同要綱第8条に基づく地域公共交通計画の認定の申請を行う場合にあっては、当該申請において本条に係る申請の内容を充足するときは、当該申請をもって本条の申請に代えることができる。

(地域公共交通計画の変更)

- 第90条 活性化法法定協議会は、前条の規定により申請された地域公共交通計画に記載された地域内観光リーダーシステム補助事業の内容を変更するときは、あらかじめ計画の変更について当該活性化法法定協議会の議論を経て大臣の認定を受けるものとする。ただし、軽微な変更についてはこの限りでない。
- 2 前項の認定の申請は、様式第9-2による地域公共交通計画変更認定申請書を大臣に提出して行うものとする。
- 3 前条第3項の規定は、本条において準用する。

(地域公共交通計画の認定)

- 第91条 大臣は、活性化法法定協議会から第89条第2項の規定に基づく地域公共交通計画認定申請書又は前条第2項に基づく地域公共交通計画変更認定申請書の提出があったときは、これを第87条の補助対象事業の基準に従って審査の上、補助対象期間の開始前（第89条第2項の規定に基づき大臣が指定する日までに行われた認定申請にあっては大臣が別途指定する日、計画変更の認定申請にあっては予定変更日前。次項において同じ。）に認定を行い、当該活性化法法定協議会に通知するものとする。ただし、第89条第5項の規定により申請を省略した場合は、サバイバル補助金交付要綱第18条において準用する同要綱第10条第1項の通知をもって本項による通知があったものとする。
- 2 活性化法法定協議会は、前項の通知があったときは、当該通知に係る地域公共交通計画に運送予定者として記載されている者に対し、補助対象期間の開始前に通知しなければならない。
- 3 前項の運送予定者は、活性化法法定協議会から同項の通知があったときは、当該通知の内容に基づき、補助対象期間における運行を行うものとする。

(補助金交付申請)

- 第92条 補助対象事業者は、補助金の交付を受けようとするときは、様式第9-3による申請書を、補助金の交付を受けようとする会計年度の11月30日までに大臣に提出しなければならない。

(交付の決定及び額の確定等)

- 第93条 大臣は、前条の規定による補助金交付申請書の提出があったときは、審査の上、交付決定及び額の確定を行い、様式第9-4による交付決定及び額の確定通知書を補助対象事業者に通知するものとする。

(補助金の請求)

- 第94条 補助対象事業者は、国から補助金の支払いを受けようとするときは、様式第9-5による補助金支払請求書を大臣に提出しなければならない。

(補助金の整理)

- 第95条 補助対象事業者は、補助対象経費に係る補助金について収入及び支出に関する帳簿を備え、他の経理と区別して補助金の使途を明らかにしておかななければならない。
- 2 補助対象事業者は、前項の帳簿とともにその内容を証する書類を整理して、補助対象事業の完了する日の属する年度の終了後5年間保存しなければならない。

(電子情報処理組織による申請等)

- 第96条 補助対象事業者は、第92条第1項の規定による交付申請については、電子情報処理組織を使用する方法

(適正化法第26条の3第1項の規定に基づき大臣が定めるものをいう。)により行うことができる。

第9章 オーバーツーリズムの未然防止・抑制をはじめとする観光地の面的受入環境整備促進事業

(補助対象事業等)

第97条 大臣は、補助対象事業に必要な経費のうち、補助金交付の対象として大臣が認める経費(以下この章において「補助対象経費」という。)について、予算の範囲内において補助対象事業者に対し補助金を交付する。

2 本章における補助対象事業、補助対象事業者並びに補助対象経費の区分及び補助率は、別表13に定めるものとする。

(補助金の額)

第98条 国が交付する補助金の額は、補助対象経費に別表13に定める補助率を乗じて得た額以内とする。

(交付の申請)

第99条 補助事業者は、補助金の交付を受けようとするときは、様式第8-1による補助金交付申請書に大臣が定める書類(以下「添付書類」という。)を添えて、大臣に提出しなければならない。

2 補助事業者は、前項の補助金の交付の申請をするに当たって、当該補助金に係る消費税及び地方消費税に係る仕入控除税額(補助対象経費に含まれる消費税及び地方消費税相当額のうち、消費税法(昭和63年法律第108号)の規定により仕入れに係る消費税額として控除できる部分の金額及び当該金額に地方税法(昭和25年法律第226号)の規定による地方消費税の税率を乗じて得た金額の合計額に補助率を乗じて得た金額をいう。以下「消費税等仕入控除税額」という。)を減額して交付申請しなければならない。ただし、申請時において消費税等仕入控除税額が明らかでないものについては、この限りでない。

(交付決定の通知)

第100条 大臣は、前条第1項の規定による申請書の提出があった場合には、当該申請書の内容を審査し、補助金を交付すべきものと認めるときは、交付決定を行い、様式第8-2による補助金交付決定通知書を補助事業者に送付するものとする。

2 前条第1項の規定による申請書が到達してから、当該申請に係る前項による交付決定を行うまでに通常要すべき標準的な期間は、30日とする。

3 大臣は、前条第2項ただし書による交付の申請がなされたものについては、補助金に係る消費税等仕入控除税額について、補助金の額の確定において減額を行うこととし、その旨の条件を付して交付決定を行うものとする。

4 大臣は、第1項の通知に際して必要な条件を付することができる。

(申請の取下げ)

第101条 補助事業者は、補助金の交付決定の通知を受けた場合において、交付の決定の内容又はこれに付された条件に対して不服があり、補助金の交付の申請を取り下げようとするときは、当該通知を受けた日から10日以内に大臣に書面をもって申し出なければならない。

(補助事業の経理等)

第102条 補助事業者は、補助事業の経費については、帳簿及び全ての証拠書類を備え、他の経理と明確に区分して経理し、常にその収支の状況を明らかにしておかななければならない。

2 補助事業者は、前項の帳簿及び証拠書類を補助事業の完了(廃止の承認を受けた場合を含む。)の日の属する年度の終了後5年間、大臣の要求があったときは、いつでも閲覧に供せるよう保存しておかななければならない。

(交付決定の変更等の申請)

第103条 補助事業者は、次の各号のいずれかに該当するときは、あらかじめ様式第8-3による申請書を大臣に提出し、その承認を受けなければならない。

一 補助対象経費の区分ごとに配分された額を変更しようとするとき。ただし、各配分額の10パーセント以内の流用増減を除く。

二 補助事業の内容を変更しようとするとき。ただし、次に掲げる軽微な変更を除く。

(ア) 補助目的に変更をもたらすものではなく、かつ、補助事業者の自由な創意により、より能率的な補助目的達成に資するものと考えられる場合

(イ) 補助目的及び事業能率に関係がない事業計画の細部の変更である場合

三 補助事業の全部若しくは一部を中止し、又は廃止しようとするとき。

2 大臣は、前項の承認をする場合において、必要に応じ交付の決定の内容を変更し、又は条件を付することができる。

(交付決定の変更及び通知)

第104条 大臣は、前条に基づく交付決定変更申請書の提出があったときは、審査のうえ、交付決定の変更を行い、様式第8-4による交付決定変更通知書により補助対象事業者に通知するものとする。

2 大臣は、前項の交付決定の変更の際に、必要な条件を附することができる。

(契約等)

- 第105条 補助事業者は、補助事業を遂行するため、売買、請負その他の契約をする場合は、一般の競争に付さなければならない。ただし、補助事業の運営上、一般の競争に付することが困難又は不相当である場合は、指名競争に付し、又は随意契約によることができる。
- 2 補助事業者は、補助事業の一部を第三者に委託し、又は第三者と共同して実施しようとする場合は、実施に関する契約を締結し、大臣に届け出なければならない。
- 3 補助事業者は、前2項の契約に当たり、契約の相手方に対し、補助事業の適正な遂行のため必要な調査に協力を求めるための措置をとることとする。
- 4 補助事業者は、第1項又は第2項の契約（契約金額100万円未満のものを除く）に当たり、国土交通省から補助金交付等停止措置又は指名停止措置が講じられている事業者を契約の相手方としてはならない。ただし、補助事業の運営上、当該事業者でなければ補助事業の遂行が困難又は不相当である場合は、大臣の承認を受けて当該事業者を契約の相手方とすることができる。
- 5 大臣は、補助事業者が前項本文の規定に違反して国土交通省からの補助金交付等停止措置又は指名停止措置が講じられている事業者を契約の相手方としたことを知った場合は必要な措置を求めることができるものとし、補助事業者は大臣から求めがあった場合はその求めに応じなければならない。
- 6 前5項までの規定は、補助事業の一部を第三者に請負わせ、又は委託し、若しくは共同して実施する体制が何重であっても同様に取扱うものとし、補助事業者は、必要な措置を講じるものとする。

(債権譲渡の禁止)

- 第106条 補助事業者は、第100条第1項の規定に基づく交付決定によって生じる権利の全部又は一部を大臣の承諾を得ずに、第三者に譲渡し、又は承継させてはならない。ただし、信用保証協会、資産の流動化に関する法律（平成10年法律第105号）第2条第3項に規定する特定目的会社又は中小企業信用保険法施行令（昭和25年政令第350号）第1条の3に規定する金融機関に対して債権を譲渡する場合にあっては、この限りでない。
- 2 大臣が第14条第1項の規定に基づく確定を行った後、補助事業者が前項ただし書に基づいて債権の譲渡を行い、補助事業者が大臣に対し、民法（明治29年法律第89号）第467条又は動産及び債権の譲渡の対抗要件に関する民法の特例等に関する法律（平成10年法律第104号。以下「債権譲渡特例法」という。）第4条第2項に規定する通知又は承諾の依頼を行う場合には、大臣は次の各号に掲げる事項を主張する権利を保留し又は次の各号に掲げる異議をとどめるものとする。また、補助事業者から債権を譲り受けた者が大臣に対し、債権譲渡特例法第4条第2項に規定する通知若しくは民法第467条又は債権譲渡特例法第4条第2項に規定する承諾の依頼を行う場合についても同様とする。
- 一 大臣は、補助事業者に対して有する請求債権については、譲渡対象債権金額と相殺し、又は、譲渡債権金額を軽減する権利を保留する。
- 二 債権を譲り受けた者は、譲渡対象債権を前項ただし書に掲げる者以外への譲渡又はこれへの質権の設定その他債権の帰属及び行使を害すべきことを行わないこと。
- 三 大臣は、補助事業者による債権譲渡後も、補助事業者との協議のみにより、補助金の額その他の交付決定の変更を行うことがあり、この場合、債権を譲り受けた者は異議を申し立てず、当該交付決定の内容の変更により、譲渡対象債権の内容に影響が及ぶ場合の対応については、専ら補助事業者と債権を譲り受けた者の間の協議により決定されなければならないこと。
- 3 第1項ただし書に基づいて補助事業者が第三者に債権の譲渡を行った場合においては、大臣が行う弁済の効力は、予算決算及び会計令（昭和22年勅令第165号）第42条の2の規定に基づき、大臣が同令第1条第3号に規定するセンター支出官に対して支出の決定の通知を行ったときに生ずるものとする。

(事故の報告)

- 第107条 補助事業者は、補助事業が予定の期間内に完了することができないと見込まれる場合又は補助事業の遂行が困難となった場合においては、速やかに様式第8-5による事故報告書を大臣に提出し、その指示を受けなければならない。

(状況報告)

- 第108条 補助事業者は、補助事業の遂行及び収支の状況について、大臣の要求があったときは速やかに様式第8-6による状況報告書を大臣に提出しなければならない。

(実績報告)

- 第109条 補助事業者は、補助事業が完了（廃止の承認を受けた場合を含む。）したときは、その日から起算して30日を経過した日又は翌年度の4月10日のいずれか早い日までに様式第8-7による実績報告書を大臣に提出しなければならない。
- 2 補助事業の実施期間内において、国の会計年度が終了したときは、翌年度の4月30日までに前項に準ずる実績報告書を大臣に提出しなければならない。
- 3 補助事業者は、第1項の実績報告書をやむを得ない理由により提出できない場合は、大臣は期限について猶予することができる。
- 4 補助事業者は、第1項又は第2項の実績報告を行うに当たって、補助金に係る消費税等仕入控除税額が明らかでない場合には、当該消費税等仕入控除税額を減額して報告しなければならない。

(補助金の額の確定等)

- 第110条 大臣は、前条第1項の報告を受けた場合には、報告書等の書類の審査及び必要に応じて現地調査等を行い、その報告に係る補助事業の実施結果が補助金の交付の決定の内容(第103条第1項に基づく承認をした場合は、その承認された内容)及びこれに付した条件に適合すると認めるときは、交付すべき補助金の額を確定し、様式第8-8により補助事業者に通知する。
- 2 大臣は、補助事業者に交付すべき補助金の額を確定した場合において、既にその額を超える補助金が交付されているときは、その超える部分の補助金の返還を命ずる。
- 3 前項の補助金の返還期限は、当該命令のなされた日から20日以内とし、期限内に納付がない場合は、未納に係る金額に対して、その未納に係る期間に応じて年利10.95パーセントの割合で計算した延滞金を徴するものとする。

(補助金の支払)

- 第111条 補助金は前条第1項の規定により交付すべき補助金の額を確定した後に支払うものとする。ただし、必要があると認められる経費については、概算払をすることができる。
- 2 補助事業者は、前項の規定により補助金の支払を受けようとするときは、様式第8-9による精算(概算)払請求書を大臣に提出しなければならない。なお、概算払は、予算決算及び会計令第58条ただし書に基づく、財務大臣との協議が調った日以降とする。

(消費税等仕入控除税額の確定に伴う補助金の返還)

- 第112条 補助事業者は、補助事業完了後に、消費税及び地方消費税の申告により補助金に係る消費税等仕入控除税額が確定した場合には、様式第8-10により速やかに大臣に報告しなければならない。
- 2 大臣は、前項の報告があった場合には、当該消費税等仕入控除税額の全部又は一部の返還を命ずる。
- 3 第110条第3項の規定は、前項の返還の規定について準用する。

(交付決定の取消し等)

- 第113条 大臣は、第103条第1項第3号の補助事業の全部若しくは一部の中止若しくは廃止の申請があった場合又は次の各号のいずれかに該当する場合には、第100条第1項の交付の決定の全部若しくは一部を取り消し、又は変更することができる。
- 一 補助事業者が、法令、本要綱又は法令若しくは本要綱に基づく大臣の処分若しくは指示に違反した場合
 - 二 補助事業者が、補助金を補助事業以外の用途に使用した場合
 - 三 補助事業者が、補助事業に関して不正、怠慢、その他不適当な行為をした場合
 - 四 交付の決定後生じた事情の変更等により、補助事業の全部又は一部を継続する必要がなくなった場合
 - 五 間接補助事業者が、法令に違反又は間接補助金を間接補助事業以外の用途に使用した場合
 - 六 補助事業者が、別紙暴力団排除に関する誓約事項に違反した場合
- 2 大臣は、前項の取消しをした場合において、既に当該取消しに係る部分に対する補助金が交付されているときは、期限を付して当該補助金の全部又は一部の返還を命ずる。
- 3 大臣は、前項の返還を命ずる場合には、第1項第4号及び第5号に規定する場合を除き、その命令に係る補助金の受領の日から納付の日までの期間に応じて、年利10.95パーセントの割合で計算した加算金の納付を併せて命ずるものとする。
- 4 第2項に基づく補助金の返還については、第110条第3項の規定を準用する。

(財産の管理等)

- 第114条 補助事業者は、補助対象経費(補助事業の一部を第三者に実施させた場合における対応経費を含む。)により取得し、又は効用の増加した財産(以下「取得財産等」という。)については、補助事業の完了後においても、善良な管理者の注意をもって管理し、補助金の交付の目的に従って、その効率的運用を図らなければならない。
- 2 補助事業者は、取得財産等について、様式第8-11による取得財産等管理台帳を備え管理しなければならない。
- 3 補助事業者は、当該年度に取得財産等があるときは、第109条第1項に定める実績報告書に様式第8-12による取得財産等管理明細表を添付しなければならない。
- 4 大臣は、補助事業者が取得財産等を処分することにより収入があり、又はあると見込まれるときは、その収入の全部若しくは一部を国に納付させることがある。

(財産の処分の制限)

- 第115条 取得財産等のうち、適正化法施行令第13条第4号及び第5号の規定に基づき大臣が定める処分を制限する財産は、取得価格又は効用の増加価格が単価50万円以上の機械、器具及びその他の財産とする。
- 2 適正化法第22条に定める財産の処分を制限する期間は、補助金交付の目的及び減価償却資産の耐用年数等に関する省令(昭和40年大蔵省令第15号)を勘案して、大臣が別に定める期間とする。
- 3 補助事業者は、前項の規定により定められた期間内において、処分を制限された取得財産等を処分しようとするときは、あらかじめ様式第8-13による申請書を大臣に提出し、その承認を受けなければならない。ただし、大臣が別に認める場合は、この限りでない。
- 4 大臣は、前項の承認をしようとする場合において、交付した補助金のうち前項の処分時から財産処分制限期間が経過するまでの期間に相当する分を国に納付させることがある。

5 前条第4項の規定は、第3項の承認をする場合において準用する。

(情報管理及び秘密保持)

第116条 補助事業者は、補助事業の遂行に際し知り得た第三者の情報については、当該情報を提供する者の指示に従い、又は、特段の指示がないときは情報の性質に応じて、法令を遵守し適正な管理をするものとし、補助事業の目的又は提供された目的以外に利用してはならない。

なお、情報のうち間接補助事業者その他の第三者の秘密情報(間接補助事業者が取得した研究成果、事業関係者の個人情報等を含むがこれらに限定されない。)については、機密保持のために必要な措置を講ずるものとし、正当な理由なしに開示、公表、漏えいしてはならない。

2 補助事業者は、補助事業の一部を第三者(以下「履行補助者」という。)に行わせる場合には、履行補助者にも本条の定めを遵守させなければならない。補助事業者又は履行補助者の役員又は従業員による情報漏えい行為も補助事業者による違反行為とみなす。

3 本条の規定は補助事業の完了後(廃止の承認を受けた場合を含む。)も有効とする。

(暴力団排除に関する誓約)

第117条 補助事業者は、別紙記載の暴力団排除に関する誓約事項について補助金の交付申請前に確認しなければならず、交付申請書の提出をもってこれに同意したものとする。

(間接補助金交付の際付すべき条件等)

第118条 補助事業者は、間接補助事業者等に補助金を交付するときは、第100条から第104条まで、第105条第3項から第6項まで、第106条から第110条まで及び第112条から前条までの規定に準ずる条件を付さなければならない。

2 前項の規定により、補助事業者が、間接補助事業者による取得財産等の処分に対し承認をする場合は、あらかじめ様式第8-13による申請書を大臣に提出し、大臣の承認を受けなければならない。ただし、大臣が別に認める場合は、この限りでない。

3 補助事業者は、第1項の規定により付した条件等によって間接補助金に係る返還等があったときは、速やかに大臣に報告し、その指示を受けなければならない。

4 補助事業者は、間接補助金の支払に必要な経費として第15条第1項ただし書による補助金の支払を受けたときは、遅滞なく、間接補助金を間接補助事業者に支払わなければならない。

(電子情報処理組織による申請等)

第119条 補助対象事業者は、第99条第1項の規定に基づく交付の申請、101条の規定に基づく申請の取下げ、第103条の規定に基づく交付決定の変更の申請、第105条第2項の規定に基づく届出、第107条の規定に基づく事故報告、第108条の規定に基づく状況報告、第109条の規定に基づく実績報告、第111条第2項の規定に基づく支払請求、第112条第1項の規定に基づく消費税仕入控除額の確定に伴う報告又は第115条第3項の規定に基づく財産の処分の承認申請(以下「申請等」という。)については、電子情報処理組織を使用する方法(適正化法第26条の3第1項の規定に基づき大臣が定めるものをいう。以下同じ。)により行うことができる。

(電子情報処理組織による処分通知等)

第120条 大臣は、前条の規定により行われた申請等に係る第100条第1項の規定に基づく通知、第103条第1項の規定に基づく承認、第104条第1項の規定に基づく通知、第105条第5項の規定に基づく要求、第107条の規定に基づく指示、第108条の規定に基づく要求、第110条第1項の規定に基づく通知、同条第2項の規定に基づく返還命令、第112条第2項の規定に基づく返還命令、第113条第1項の規定に基づく取消し、同条第2項の規定に基づく返還命令、同条第3項の規定に基づく納付命令、第114条第4項の規定に基づく納付命令又は第115条第3項に基づく承認について(以下「通知等」という。)、補助対象事業者が書面による通知等を受けることをあらかじめ求めた場合を除き、電子情報処理組織を使用する方法により行うことができる。

附 則

この要綱は、平成30年度予算から施行する。

附 則

この要綱は、平成31年度予算から施行する。

附 則

第1条 この要綱は、令和2年度予算から施行する。

(経過措置)

第2条 令和2年度における観光振興事業費補助金交付要綱第26条第2項の規定に基づき認定された公共交通利用環境刷新計画、同要綱第30条第2項の規定に基づき認定された旅行環境まるごと整備計画又は同要綱第80条第2項の規定に基づき認定された「道の駅」インバウンド対応拠点化整備計画(以下「公共交通利用環境刷新計画等」という。)に記載された補助対象事業であって、令和3年度において引き続き実施される見込みのあるもの(以下次項において「特定補助対象事業」という。)については、公共交通利用環境刷新計画等のうち特定補助事業に係る部分に関し、この要綱による認定を受けたものとみなす。

2 前項の特定補助対象事業を実施しようとする公共交通事業者等、市区町村等又は「道の駅」設置・管理者は、第26条第1項の規定に基づいた刷新計画、第30条第1項の規定に基づいた整備計画又は第80条第1項に基づいた拠点化整備計画を策定し、地方運輸局長等を経由して、観光庁長官に提出しなければならない。

第3条 前条に規定するもののほか、この要綱の施行に関し必要な経過措置については、令和2年度観光振興事業費補助金交付要領において定める。

附 則

この要綱は、令和2年11月5日から施行する。

附 則

第1条 この要綱は、令和3年度予算から施行する。

(経過措置)

第2条 本改正要綱の施行(令和3年3月24日)の際、現に改正前の要綱に基づき行われているシェアサイクル導入促進事業は、改正前の要綱に基づき支援が受けられるものとする。

第3条 前条に規定するもののほか、この要綱の施行に関し必要な経過措置については、令和3年度観光振興事業費補助金交付要領において定める。

附 則

この要綱は、令和4年度予算から施行する。

附 則

この要綱は、令和5年度予算から施行する。

附 則

この要綱は、令和6年度予算から施行する。

附 則

この要綱は、令和7年度予算から施行する。

附 則

第1条 この要綱は、令和8年度予算から施行する。

(経過措置)

第2条 本改正要綱の施行(令和8年4月22日)の際、現にサバイバル補助金交付要綱第2編第1章第2節の規定に基づき行われている地域内フィーダーシステムの運行のうち、この要綱に合致するものとして第89条に基づく地域公共交通計画の認定を改めて受けたものは、補助対象とする。この場合、令和8年度に限り、同条第2項中、「前年度の6月30日」とあるのは、「当該年度の6月30日」と、第91条第2項中、「補助対象期間の開始前に」とあるのは、「通知受領後遅滞なく」と読み替えるものとする。

第3条 前条の規定に基づき補助対象となった系統については、サバイバル補助金交付要綱第2編第1章第2節の規定に基づく地域内フィーダーシステム確保維持費国庫補助金の交付対象とならないものとする。

別表1（第5条第2項関係）

公共交通利用環境の革新等事業 補助対象事業者

| 補助対象事業者 | |
|---------|--|
| 鉄道 | <ul style="list-style-type: none"> ・鉄軌道事業者（※1・2） ・索道事業者 ・索道施設を所有する者 |
| 自動車 | <ul style="list-style-type: none"> ・一般乗合旅客自動車運送事業者 ・一般貸切旅客自動車運送事業者（※3） ・一般乗用旅客自動車運送事業者 ・自家用有償旅客運送者 ・一般乗合旅客自動車運送事業者、一般貸切旅客自動車運送事業者、一般乗用旅客自動車運送事業者又は自家用有償旅客運送者に車両を貸与する者 ・レンタカー事業者 ・バスターミナル事業者 ・タクシー業務適正化特別措置法による適正化事業実施機関 ・一般乗合旅客自動車運送事業者、一般貸切旅客自動車運送事業者、一般乗用旅客自動車運送事業者、レンタカー事業者又はバスターミナル事業者を構成員に含む団体及びこれらに準ずるものとして大臣が認定した者 ・超小型モビリティ（※4）の導入を行う地方公共団体、民間事業者（法人格を有するものに限る。）、協議会（地方公共団体、民間事業者等により構成される合議体をいう。）及びこれらの者に車両を貸与する者 |
| 海事 | <ul style="list-style-type: none"> ・一般旅客定期航路事業者（※5） ・対外旅客定期航路事業者（※5） ・一般不定期航路事業者（※5） ・旅客不定期航路事業者（※5） ・一般旅客定期航路事業者、対外旅客定期航路事業者、旅客不定期航路事業者又は一般不定期航路事業者に船舶を貸与する者 ・一般旅客定期航路事業者、対外旅客定期航路事業者、旅客不定期航路事業者又は一般不定期航路事業者を構成員に含む団体 |
| 港湾 | <ul style="list-style-type: none"> ・旅客船ターミナルを設置し、又は管理する者 ・協議会等（※6） ・港湾の利用促進に取り組む地方公共団体（港務局を含む。） |
| 航空 | <ul style="list-style-type: none"> ・本邦航空運送事業者（※7） ・航空旅客ターミナル施設を設置し、又は管理する者（※7） ・空港の利用促進に取り組む地方公共団体及び協議会（※8） |
| その他 | <ul style="list-style-type: none"> ・公共交通事業者等で構成される団体（キャッシュレス決済対応に限る。） ・シェアサイクル又はマイクロモビリティの貸出拠点を設置し、又は管理する者 ・手ぶら観光カウンターを設置し、又は管理する者（国土交通省が手ぶら観光共通ロゴマーク掲出の認定をした、又は認定する見込みがあるものに限る。）（※9） |

- ※1：「鉄軌道事業者」とは、鉄道事業法による鉄道事業者（旅客の運送を行うもの及び旅客の運送を行う鉄道事業者に鉄道施設を譲渡し、又は使用させるものに限る。）及び軌道法による軌道経営者（旅客の運送を行うものに限る。）をいう。ただし、東日本旅客鉄道株式会社、東海旅客鉄道株式会社及び西日本旅客鉄道株式会社を除き、大手民鉄及び大手民鉄に準ずる大都市周辺の民鉄事業者にあっては東京駅及び大阪駅から半径50キロメートル、名古屋駅から半径40キロメートルの範囲を除く地域（以下「地方部」という。）及び空港アクセスの路線に限る。
- ※2：鉄軌道事業者であって他の鉄軌道事業者の事業に係る路線（外国人観光旅客の来訪の促進等による国際観光の振興に関する法律第8条第1項により観光庁長官が指定した区間に係るものに限る。）に観光列車を運行させるために、自らが保有する鉄軌道車両の導入・改造等（導入・改造等後の鉄軌道車両が観光列車である場合に限る。）を行うものを含む。
- ※3：公益社団法人日本バス協会が実施する安全性や安全の確保に向けた取組状況に係る評価認定を受けた貸切バス事業者に限る。
- ※4：「超小型モビリティ」とは、コンパクトで小回りが利き、地域の手軽な移動の足となる軽自動車よりも小さい二人乗り程度の自動車で、道路運送車両の保安基準第55条第1項、第56条第1項及び第57条第1項に規定する国土交通大臣が告示で定めるものを定める告示（平成15年国土交通省告示第1320号）に基づき、国土交通省の認定を受けたものをいう。
- ※5：日本の国籍を有する者及び日本の法令により設立された法人その他の団体に限る。
- ※6：本表「港湾欄」において協議会等とは、次の各号に掲げる者によって構成される協議会又は港湾管理者が港湾施設の管理等を適正かつ確実にを行うことができると認めた団体をいう。
- 一 関係する地方公共団体（港務局を含む。）
 - 二 地方整備局（北海道開発局及び沖縄総合事務局を含む。）
 - 三 その他訪日外国人旅行者を含む利用者の移動を円滑に行うための二次交通の実情、その利用促進の取組に

精通する者等協議会が認める者

- ※7：特定本邦航空事業者並びに成田国際空港、東京国際空港、中部国際空港、関西国際空港及び大阪国際空港を除く。
- ※8：本表「航空欄」において協議会とは、空港法（昭和31年法律第80号）第14条第1項に規定する協議会をいう。
- ※9：地方公共団体（港務局を含む。）、民間事業者（東日本旅客鉄道株式会社、東海旅客鉄道株式会社及び西日本旅客鉄道株式会社を除く。大手民鉄及び大手民鉄に準ずる大都市周辺の民鉄事業者にあつては地方部における事業に限る。特定本邦航空運送事業者を除く。）、航空旅客ターミナル施設（成田国際空港、東京国際空港、中部国際空港、関西国際空港及び大阪国際空港の航空旅客ターミナル施設を除く。）を設置し、又は管理する者及び協議会等に限る。

別表2（第5条第2項関係）
公共交通利用環境の革新等事業（補助対象経費の区分及び補助率）

| 補助対象経費の区分 | | | | | | | | | | | | | |
|---|---|--------|----|-----|------|-------|---------|----------|----|----|----|--------------------|-------|
| 【補助対象事業（必須メニュー）】 下記の①から④までのメニューを3つ以上実施（実施済みのメニューがある場合は、当該メニュー以外から2つ以上のメニューを実施（実施済みのメニューが3つある場合は、当該メニュー以外のメニューを実施））する。ただし、通常整備が想定されない場合については、この限りでない。 | 細目 （1つのメニューに細目が複数ある場合は1つ以上実施） | 補助対象区分 | | | | | | | | | | | |
| | | 鉄道 | | 自動車 | | | | | 海事 | 航空 | 港湾 | シェアサイクル又はマイクロモビリティ | 手荷物配送 |
| | | 鉄軌道 | 索道 | バス | タクシー | レンタカー | 自家用有償運送 | 超小型モビリティ | | | | | |
| ①多言語対応（事故・災害時等を含む。） | 多言語表記等（案内標識、可変式情報表示装置、ホームページ（パソコン又は携帯電話やスマートフォン等から利用できるものとし、経路検索又は予約システムを提供するものに限る。）等の多言語又はピクトグラムによる表記（以下「多言語表記等」という。））に要する経費 | ○ | ○ | ○ | ○ | ○ | ○ | ○ | ○ | ○ | ○ | ○ | ○ |
| | ・案内放送の多言語化に要する経費（スマートフォンアプリの活用等によるものも含む。） ・多言語案内・翻訳用タブレット端末、多言語案内・翻訳システム機器、多言語拡声装置等に要する経費 | ○ | ○ | ○ | ○ | ○ | ○ | ○ | ○ | ○ | ○ | ○ | ○ |
| | 多言語ロケーションシステムに要する経費 | ○ | | ○ | | | ○ | ○ | | | | | |
| | 訪日外国人旅行者対応のための接遇研修（人件費は除く）に要する経費 | | | | | | ○ | | | | | | |
| ②無料Wi-Fiサービス | 無料公衆無線LAN環境の整備に要する経費 | ○ | ○ | ○ | ○ | | ○ | | ○ | ○ | ○ | | ○ |

| | | | | | | | | | | | | | | | |
|---|--|--------|----|-----|------|-------|-----------|----------|----|----|----|--------------------|-------|---|--|
| ③トイレの洋式化 | トイレの洋式化及び機能向上、バリアフリートイレの整備に要する経費 | ○ | ○ | ○ | | | | | | ○ | ○ | ○ | | | |
| ④キャッシュレス決済対応 | 全国共通ICカードの導入、二次元コード等やクレジットカード対応等、企画乗車船券のICカード化 | ○ | ○ | ○ | ○ | ○ | ○ | ○ | ○ | | | | ○ | ○ | |
| | 企画乗車船券の発行 | ○ | ○ | ○ | ○ | | | ○ | | ○ | | | ○ | | |
| | 索道のキャッシュレス対応、レンタカーのETCカード対応 | | ○ | | | | | ○ | | | | | | | |
| 補助対象経費の区分 | | | | | | | | | | | | | | | |
| 【補助対象事業（選択メニュー）】 以下の⑤から⑨までのメニューについては、①から④までのメニューを3つ以上実施（実施済みのメニューがある場合は、当該メニュー以外から2つ以上のメニューを実施（実施済みのメニューが3つある場合は、当該メニュー以外のメニューを実施））する場合（通常整備が想定されない場合を除く。）または①から④までのメニューを全て実施済みである場合に支援することができる。 | 細目 | 補助対象区分 | | | | | | | | | | | | | |
| | | 鉄道 | | 自動車 | | | | | | | | | | | |
| | | 鉄軌道 | 索道 | バス | タクシー | レンタカー | 自家用有償旅客運送 | 超小型モビリティ | 海事 | 航空 | 港湾 | シェアサイクル又はマイクロモビリティ | 手荷物配送 | | |
| ⑤非常時のスマートフォン等の充電環境の確保 | 非常用電源装置・情報端末への電源供給機器等の整備に要する経費 | ○ | ○ | ○ | ○ | ○ | ○ | ○ | ○ | ○ | ○ | ○ | ○ | ○ | |
| ⑥大きな荷物を持ったインバウンド旅客のための機能向上 | 旅客施設の移動円滑化に要する経費（段差の解消（エレベーター、スロープ、ボーディングブリッジ等に限る。）のうち、本工事費（資産の購入を含む。）、附帯工事費、補償費及び事務費（補助対象事業に直接要する経費に限る。）） | ○ | | ○ | | | | | ○ | ○ | ○ | | | | |
| | LR Tシステムの整備に要する経費（低床式車両の導入、停留施設整備、制振軌道整備、変電所整備、車庫整備、相互直通運転化施設整備等に要する経費のうち本工事費（資産の購入を含む。）、附帯工事費及び補償費） | ○ | | | | | | | | | | | | | |

| | | | | | | | | | | | | | |
|--------------------------------------|--|---|--|---|---|--|---|---|--|--|---|---|--|
| | インバウンド対応型バス・タクシー車両の移動等円滑化に要する経費（車両の導入・改造に要する経費のうち車両本体及び車載機器類の価格、改造費（BRTシステムにより運行するインバウンド対応型バスについては、連節車両本体及びこれと一体として整備する停留施設、公共車両優先システム（PTPS）車載器） | | | ○ | ○ | | | | | | | | |
| | 車両における荷物置き場の設置に要する経費 | ○ | | | | | | | | | | | |
| ⑦移動そのものを楽しむ取組や新たな観光ニーズへの対応 | 観光列車、サイクルトレイン、サイクルバス、サイクルシップ、オープントップバス、水陸両用バスその他の移動そのものを楽しむ取組や新たな観光ニーズへの対応に資する訪日外国人向け車両等の導入・改造に要する経費のうち車両本体及び車載機器類の価格、改造費等） | ○ | | ○ | | | | ○ | | | | | |
| ⑧多様なニーズに対応する新たな交通サービス創出等 | オンデマンド交通等のシステムの構築に要する経費 | | | ○ | ○ | | ○ | ○ | | | | | |
| | 自家用有償旅客運送の運転者の育成に要する経費 | | | | | | ○ | | | | | | |
| | 超小型モビリティの導入に要する経費（車載機器類、電気自動車用充電設備取得費用及び電気自動車用充電設備設置工事を含む。） | | | | | | | ○ | | | | | |
| | シェアサイクル又はマイクロモビリティの導入に要する経費（貸出拠点間の需給を調整及び管理するシステムの構築に要する経費を含む。） | | | | | | | | | | ○ | | |
| 手荷物の一時預かり又は配送の受付に活用する予約システムの構築に要する経費 | | | | | | | | | | | | ○ | |

補助対象としないものとする。

また、補助対象経費に係る消費税のうち、一部又は全部について仕入控除ができない場合は、その旨を記した理由書を申請書に添付し、補助対象経費に係る消費税相当額も補助対象とするものとする。上記により消費税相当額を含めて補助対象経費とした場合は、様式第1-12に当該補助対象事業完了年度の消費税の確定申告書等を添付して提出するものとする。

別表3（第25条第2項関係）

観光地域振興無電柱化推進事業（補助対象事業者等）

| 補助対象事業者 | 間接補助対象事業者 | 補助対象経費の区分 | 補助率 |
|---------|--|--|---|
| 地方公共団体 | 電気事業法（昭和三十九年法律第七十号）第二条第一項第九号に規定する一般送配電事業者及び同項第十三号に規定する特定送配電事業者並びに電気通信事業法（昭和五十九年法律第八十六号）第二百二十条第一項に規定する認定電気通信事業者（道路上の電柱又は電線を設置し及び管理して同法第二百二十条第一項に規定する認定電気通信事業に係る電気通信役務を提供するものに限る。） | 無電柱化（電線を地下に埋設することその他の方法により、電柱（鉄道及び軌道の電柱を除く。）又は電線（電柱によって支持されるものに限る。）の道路上における設置を抑制し、及び道路上の電柱又は電線を撤去することをいう。）に要する経費 その他、無電柱化に併せて行う情報提供設備や道路の美装化等に要する経費 | 電線管理者が実施する単独地中化方式（屋側・迂回配線を含む。）について、国は補助対象経費の1/2を補助対象事業者に補助（補助対象事業者は補助対象経費の2/3を間接補助対象事業者に補助） 道路管理者と電線管理者が実施する共同管路方式※のうち、電線管理者が負担（ただし、建設負担金は除く。）する範囲について、国は補助対象経費の1/2を補助対象事業者に補助（補助対象事業者は補助対象経費の1/2を間接補助対象事業者に補助）※電線共同溝方式と同義 |

（注）

※1 補助対象経費に係る消費税のうち、仕入控除を行う場合における仕入れ控除の対象となる消費税相当分については、補助対象としないものとする。

また、補助対象経費に係る消費税のうち、一部又は全部について仕入控除ができない場合は、その旨を記した理由書を申請書に添付し、補助対象経費に係る消費税相当額も補助対象とするものとする。これにより消費税相当額を含めて補助対象経費とした場合は、様式第1-12に当該補助対象事業完了年度の消費税の確定申告書等を添付して地方整備局長等に提出するものとする。

※2 地方整備局長等は、前項による消費税の額の確定に伴う報告書の提出を受けた場合は、様式第2-18の消費税の額の確定報告書により、速やかに大臣に報告するものとする。

別表4（第40条第2項関係）

先進的なサイクリング環境整備事業（補助対象事業者等）

| | 補助対象事業者 | 補助対象経費の区分 | 補助率 |
|----------------|------------|---|-----|
| 先進的なサイクリング環境整備 | 地方公共団体、協議会 | ・多言語による案内標識の整備に要する経費 ・受入環境の整備に要する経費 ・情報発信・プロモーションに要する経費 | 1/2 |

（注）

1. 本表において協議会とは、次の各号に掲げる者によって構成される協議会をいう。

- 一 関係する地方公共団体
- 二 地方整備局（北海道開発局及び沖縄総合事務局を含む。）
- 三 観光関係団体、商工関係団体、自転車関係団体、その他協議会が必要と認める者

別表5（第45条第2項関連）

観光二次交通高度化事業（補助対象事業者等）

| 補助対象事業 | 補助対象事業者 | 補助対象経費の区分 | 補助率 |
|--------|---------|-----------|-----|
| | | | |

| | | | |
|--------------------------|---|--|-------|
| 公共ライドシェア又は日本版ライドシェアの導入 | 公共ライドシェア又は日本版ライドシェアの導入を行う以下の者 ・ 自家用有償旅客運送者又は自家用有償旅客運送を実施しようとする者 ・ 自家用車活用事業を実施しようとする一般乗用旅客運送事業者又は当該事業の実施を域内において進めようとする地方公共団体 | ・ 自家用有償旅客運送又は自家用車活用事業を新たに導入する場合における車両導入に要する経費。 ・ 自家用有償旅客運送又は自家用車活用事業における配車をデジタル管理するためのソフトウェア、クラウドサービス、アプリケーションの購入・開発費 ・ 自家用有償旅客運送又は自家用車活用事業で使用する車両であることを示す車体標示等の導入に要する経費 ・ インバウンド対応に要する多言語対応機能等の端末、デジタルサイネージ又はシステム等の購入・開発費・設置費 ・ 自家用有償旅客運送又は自家用車活用事業を新たに導入する場合における運転者の募集に要する経費 | 2 / 3 |
| レンタカー、施設送迎車両等の地域の輸送資源の活用 | 地方公共団体、地方公共団体と連携した民間事業者又はこれらを構成員とする団体 | レンタカー、施設送迎車両等の地域の輸送資源の活用に要する経費 | 2 / 3 |
| 観光促進型 MaaS の推進 | 地方公共団体、地方公共団体と連携した民間事業者又はこれらを構成員とする協議会 | 交通と観光が連携する MaaS の提供に要する経費 | 2 / 3 |

(注)

1. 補助対象経費には、土地の取得に要する費用を除く。
2. 補助対象経費に係る消費税のうち、仕入控除を行う場合における仕入れ控除の対象となる消費税相当分については、補助対象としないものとする。
また、補助対象経費に係る消費税のうち、一部又は全部について仕入控除ができない場合は、その旨を記した理由書を申請書に添付し、補助対象経費に係る消費税相当額も補助対象とするものとする。上記により消費税相当額を含めて補助対象経費とした場合は、様式第1-12に当該補助対象事業完了年度の消費税の確定申告書等を添付して提出するものとする。
3. 国による固有の補助金等の給付を既に受けている、受けることが確定している、又は交付対象となる可能性がある場合には、原則として補助金の対象にはならない。
4. 補助対象事業が「レンタカー、施設送迎車両等の地域の輸送資源の活用」及び「観光促進型 MaaS の推進」であるものについて、具体的な支援内容等の詳細は、別途公募要領に定める。

別表6 (第48条第2項関連)

交通サービス利便向上促進事業(補助対象事業者等)

| 種目 | 補助対象事業者 | 補助対象経費の区分 | 補助率 |
|----|---|---|---|
| 鉄道 | 鉄軌道事業者(東日本旅客鉄道株式会社、東海旅客鉄道株式会社及び西日本旅客鉄道株式会社は除く。大手民鉄及び大手民鉄に準ずる大都市周辺の民鉄事業者にあつては、東京駅及び大阪駅から半径50キロメートル、名古屋駅から半径40キロメートルの範囲を除く地域(以下「地方部」という。)の路線に限る。)及びこれらの者に車両を貸与する者 | <ul style="list-style-type: none"> ・ 無料公衆無線LAN環境の整備に要する経費 ・ 案内標識、可変式情報表示装置、ホームページ(パソコン又は携帯電話、スマートフォン等から利用できるものとし、経路検索又は予約システムを提供するものに限る。)等の多言語又はピクトグラムによる表記(以下「多言語表記等」という。)、案内放送の多言語化(スマートフォンアプリの活用等によるものも含む。)並びに多言語案内・翻訳用タブレット端末、多言語案内・翻訳システム機器及び多言語拡声装置の導入に要する経費 ・ 非常用電源装置及び情報端末への電源供給機器の整備に要する経費 ・ クレジットカード等の利用又はQRコード決済を可能とするシステムの導入及び企画乗車船券のICカード化に要する経費 ・ 車両における荷物置き場の設置に要する経費 ・ 観光列車、サイクルトレインの導入、改造に要する経費(鉄軌道事業者が車両を貸与する者にあつては、これら車両 | 1/3 1/2(多言語拡声装置の導入並びに非常用電源装置及び携帯電話充電器等の整備に要する経費) |

| | | |
|------------------------|--|-------------------------------------|
| | の導入に限る。) | |
| 鉄軌道事業者及びこれらの者に車両を貸与する者 | <ul style="list-style-type: none"> ・ 交通系ICカード(全国相互利用可能なものに限る。)の利用を可能とするシステム、ロケーションシステム(訪日外国人旅行者が移動を円滑に行う際に必要な情報の多言語表記等を行うものに限る。)の導入その他ITシステム等の高度化に要する経費(システム開発費、設備整備費等) ・ 鉄軌道駅の移動等円滑化に要する経費(段差の解消(エレベーター、スロープ等に限る。)等に要する経費のうち本工事費(資産の購入を含む。)、附帯工事費、補償費及び事務費(補助対象事業に直接要する経費に限る。)) | 1/3 |
| | <ul style="list-style-type: none"> ・ LRT整備計画に基づき実施されるLRTシステムの整備(訪日外国人旅行者の受入れについて計画的な推進を実施していると認められる地域に限る。)に要する経費(低床式車両の導入、停留施設整備、制振軌道整備、変電所整備、車庫整備、相互直通運転化施設整備等に要する経費のうち本工事費(資産の購入を含む。)、附帯工事費及び補償費)(鉄軌道事業者に車両を貸与する者にとっては、低床式車両の導入に限る。) | 1/3 2 / 5 (※) 1 / 2 (※) |

| | | | |
|-----|---|--|---|
| 自動車 | <p>一般乗合旅客自動車運送事業者、バスターミナル事業者、一般乗用旅客自動車運送事業者、レンタカー事業者、自家用有償旅客運送者、これらの者を構成員に含む団体及び上記に準ずるものとして大臣が認定した者</p> | <ul style="list-style-type: none"> ・ 無料公衆無線LAN環境の整備に要する経費 ・ 案内標識、可変式情報表示装置、ホームページ(パソコン又は携帯電話、スマートフォン等から利用できるものとし、経路検索又は予約システムを提供するものに限る。)等の多言語表記等、案内放送の多言語化(スマートフォンアプリの活用等によるものも含む。)、多言語案内・翻訳用タブレット端末、多言語案内・翻訳システム機器及び多言語拡声装置の導入並びにスタッフのための外国語接遇等の研修(人件費は除く)に要する経費 ・ 非常用電源装置及び情報端末への電源供給機器の整備に要する経費 ・ 公共車両優先システム(PTPS)に係る車載器の整備(空港アクセス又は観光周遊に使用する車両に整備するものに限る。)に要する経費 ・ 交通系ICカード(全国相互利用可能なものに限る。)、クレジットカード等の利用又はQRコード決済を可能とするシステムの導入、企画乗車船券のICカード化、レンタカーのETCカード対応(ETC車載器を除く。)、バスロケーションシステム(訪日外国人旅行者が移動を円滑に行う際に必要な情報の多言語表記等を行うものに限る。)の導入その他ITシステム等の高度化に要する経費(システム開発費、設備整備費等) ・ レンタカーの外国人ドライバー支援に要する経費 | <p>1/3(ただし、ノンステップバス、リフト付バスについては、1/4又は当該補助対象経費と通常車両価格との差額に1/2(空港アクセスに使用するリフト付きバスは2/3)を乗じていずれか少ない額、</p> |
| | <p>一般乗合旅客自動車運送事業者(路線定期運行を行う者に限る。)、一般貸切旅客自動車運送事業者(貸切バス事業者安全性評価認定制度の認定を受けた者に限る。)、一般乗用旅客自動車運送事業者及びこれらの者に車両を貸与する者</p> | <ul style="list-style-type: none"> ・ バス・タクシー車両の移動等円滑化に要する経費(ノンステップバス、リフト付バス、ユニバーサルデザインタクシーの導入・改造(一般乗合旅客自動車運送事業に係るもの(ノンステップバス及びリフト付バス)及びユニバーサルデザインタクシーは空港アクセス又は観光周遊に使用するものに限る。)に要する経費のうち車両本体及び車載機器類の価格、改造費) ・ ジャンボタクシーの導入・改造(空港アクセス又は観光周遊に使用するものに限る。)に要する経費のうち車両本体及び車載機器類の価格、改造費 ・ サイクルバス、オープントップバス、水陸両用バス等の導入、改造に要する経費 | <p>超小型モビリティの導入に伴う電気自動車用充電設備導入に要する工事費については10/10</p> |
| | <p>地方公共団体(地方自治法(昭和22年法律第67号)第1条の3に定めるもののうち、都道府県、市町村又は特別区をいう。)、民間事業者(法人格を有するもの)、協議会(地方公共団体、民間事業者等により構成され</p> | <ul style="list-style-type: none"> ・ 超小型モビリティの導入(観光周遊に使用するものに限る。)に要する経費(車両本体、車載機器類、電気自動車用充電設備の価格及び電気自動車用充電設備設置工事費) | <p>又は別途定める上限額のいずれか少ない額)</p> |

| | | | |
|----|---|---|---|
| | る合議体をいう。)及びこれらの者に車両を貸与する者 | | 1/2(多言語拡声装置の導入並びに非常用電源装置及び携帯電話充電器等の整備に要する経費) |
| | 一般乗合旅客自動車運送事業者(路線定期運行を行う者に限る。)、バスターミナル事業者、一般乗用旅客自動車運送事業者、これらの者を構成員に含む団体及び上記に準ずるものとして大臣が認定した者 | ・ バスターミナル及びタクシー乗り場の移動等円滑化に要する経費(段差の解消(エレベーター、スロープ等に限る。))等に要する経費のうち本工事費(資産の購入を含む。)、附帯工事費、補償費及び事務費(補助対象事業に直接要する経費に限る。)) | |
| | 一般乗合旅客自動車運送事業者、一般乗合旅客自動車運送事業者を構成員に含む団体、及び上記に準ずるものとして大臣が認定した者及びこれらの者に車両を貸与する者 | ・ BRTシステムの整備(訪日外国人旅行者の受入れについて計画的な推進を実施していると認められる地域に限る。)に要する経費(連節車両の導入及びこれと一体として整備する停留施設、公共車両優先システム(PTPS)車載器) | 1/3 2 / 5 (※) 1 / 2 (※) |
| 海事 | 一般旅客定期航路事業者、一般不定期航路事業者、旅客不定期航路事業者、これらの者に船舶を貸与する船舶貸渡事業者及び一般旅客定期航路事業者、一般不定期航路事業者又は旅客不定期航路事業者を構成員に含む団体 | <ul style="list-style-type: none"> ・ 無料公衆無線LAN環境の整備に要する経費 ・ 案内標識、可変式情報表示装置、ホームページ(パソコン又は携帯電話、スマートフォン等から利用できるものとし、経路検索又は予約システムを提供するものに限る。)等の多言語表記等、案内放送の多言語化(スマートフォンアプリの活用等によるものも含む。)並びに多言語案内・翻訳用タブレット端末、多言語案内・翻訳システム機器及び多言語拡声装置の導入に要する経費 ・ 非常用電源装置及び情報端末への電源供給機器の整備に要する経費 ・ 船内座席の個室寝台化等に要する経費 ・ 交通系ICカード(全国相互利用可能なものに限る。)、クレジットカード等の利用又はQRコード決済を可能とするシステムの導入、企画乗車船券のICカード化その他ITシステム等の高度化に要する経費(システム開発費、設備整備費等) | 1/3 1/2(多言語拡声装置の導入並びに非常用電源装置及び携帯電話充電器等の整備に要する経費) |
| | 一般旅客定期航路事業者、一般不定期航路事業者及び旅客不定期航路事業者 | ・ 旅客船ターミナルの移動等円滑化に要する経費(段差の解消(エレベーター、スロープ、ボーディングブリッジ等に限る。))等に要する経費のうち本工事費(資産の購入を含む。)、附帯工事費、補償費及び事務費(補助対象事業に直接要する経費に限る。)) | |

| | | | |
|--------|---|--|---|
| | 一般旅客定期航路事業者、一般不定期航路事業者、旅客不定期航路事業者及びこれらの者に船舶を貸与する船舶貸渡事業者 | <ul style="list-style-type: none"> ・ 旅客船の移動等円滑化に要する経費(段差の解消(タラップ、エレベーター、客席及び手すり等に限る)等に要する経費のうち本工事費(資産の購入を含む。)、附帯工事費、補償費及び事務費(補助対象事業に直接要する経費に限る。)) ・ サイクルシップの導入、改造に要する経費 | |
| 港湾 | 地方公共団体(港務局を含む。)、協議会等 | <ul style="list-style-type: none"> ・ 無料公衆無線LAN環境の整備に要する経費 ・ 案内標識、可変式情報表示装置等の多言語表記等、案内放送の多言語化(スマートフォンアプリの活用等によるものも含む。)並びに多言語案内・翻訳用タブレット端末、多言語案内・翻訳システム機器及び多言語拡声装置の導入に要する経費 ・ 非常用電源装置及び情報端末への電源供給機器の整備に要する経費 | 1/3 |
| 航空 | 本邦航空運送事業者(特定本邦航空運送事業者は除く。)、航空旅客ターミナル施設(成田国際空港、東京国際空港、中部国際空港、関西国際空港及び大阪国際空港の航空旅客ターミナル施設を除く。)を設置し又は管理する者、地方公共団体及び協議会 | <ul style="list-style-type: none"> ・ 無料公衆無線LAN環境の整備(機体への設置は除く。)に要する経費 ・ 案内標識、可変式情報表示装置、ホームページ(パソコン又は携帯電話、スマートフォン等から利用できるものとし、予約システムを提供するものに限る。)等の多言語表記等、案内放送の多言語化(スマートフォンアプリの活用等によるものも含む。)並びに多言語案内・翻訳用タブレット端末、多言語案内・翻訳システム機器及び多言語拡声装置の導入に要する経費 ・ 非常用電源装置及び情報端末への電源供給機器の整備に要する経費 | 1/3 1/2(多言語拡声装置の導入並びに非常用電源装置及び携帯電話充電器等の整備に要する経費) |
| | 本邦航空運送事業者及び航空旅客ターミナル施設を設置し、又は管理する者 | <ul style="list-style-type: none"> ・ 航空旅客ターミナル施設等の移動等円滑化に要する経費(段差の解消(エレベーター、スロープ、航空旅客搭乗橋、スロープ式タラップ等に限る。)等に要する経費のうち本工事費(資産の購入を含む。)、附帯工事費、補償費及び事務費(補助対象事業に直接要する経費に限る。)) | |
| 企画乗車船券 | 公共交通事業者(東日本旅客鉄道株式会社、東海旅客鉄道株式会社及び西日本旅客鉄道株式会社は除く。大手民鉄及び大手民鉄に準ずる大都市周辺の民鉄事業者にあつては、地方部の路線に限る。特定本邦航空運送事業者は除く。)、公共交通事業者で構成される団体等 | <ul style="list-style-type: none"> ・ 企画乗車船券発行等に要する経費(低廉な運賃の設定に伴う減収分の補填については含まない。)(ただし、対象路線等の距離の合計のうち、東日本旅客鉄道株式会社、東海旅客鉄道株式会社及び西日本旅客鉄道株式会社並びに大手民鉄及び大手民鉄に準ずる大都市周辺の民鉄事業者(地方部の路線を除く。)並びに特定本邦航空運送事業者の対象路線等の距離が占める割合が50%未満の場合に限り、かつ、日本政府観光局のホームページ、ポスター等により、多言語での情報提供を行うものに限る。) | 1/3 |

(注)

1. 補助対象経費には、土地の取得に要する費用を除く。
2. 補助対象経費に係る消費税のうち、仕入控除を行う場合における仕入控除の対象となる消費税相当分については、補助

対象としないものとする。

また、補助対象経費に係る消費税のうち、一部又は全部について仕入控除ができない場合は、その旨を記した理由書を申請書に添付し、補助対象経費に係る消費税相当額も補助対象とするものとする。上記により消費税相当額を含めて補助対象経費とした場合は、様式第1-12に当該補助対象事業完了年度の消費税の確定申告書等を添付して提出するものとする。

3. 鉄軌道事業者には、補助対象となる路線を運行する鉄軌道事業者以外の鉄軌道事業者であって、当該路線に観光列車を運行させるために、自ら保有する鉄軌道車両の導入・改造等(導入・改造等後の鉄軌道車両が観光列車である場合に限る。)を行う鉄軌道事業者を含むものとする。
4. 「交通系ICカード(全国相互利用可能なものに限る。)」とは、Kitaca、Suica、PASMO、TOICA、manaca、ICOCA、PiTaPa、SUGOCA、はやかけん及びnimocaの全国主要エリアで利用可能な10種類のカードを指す。
5. (※)の補助率については、次の表の左欄に掲げる事業について、それぞれ右欄に掲げるところにより適用する。

| 事業 | 補助率 |
|---|-------|
| 公共交通計画及び利便増進計画に基づいて実施される事業 | 2 / 5 |
| 公共交通計画及び利便増進計画並びに立地適正化計画及び都市交通戦略の双方に基づいて実施される事業 | 1 / 2 |
| 公共交通計画及び利便増進計画並びに軌道運送高度化実施計画又は道路運送高度化実施計画に基づいて実施される事業 | 1 / 2 |

6. 「レンタカー事業者」とは、道路運送法(昭和26年法律第183号)第80条第1項の許可を受けた者をいう。
7. ノンステップバスの導入に係る補助対象は、原則として、標準仕様ノンステップバス認定要領(平成15年12月26日付け国自技第211号、平成18年3月20日付け国自技第254号、平成22年6月4日付け国自技第49号又は平成27年7月2日付け国自技第75号)に基づく認定を受けたノンステップバスに限ることとする。なお、標準仕様ノンステップバス認定要領に基づく認定を受けた車両以外の車両を購入しようとする場合は、事前に大臣にその理由を記載した書類を提出しなければならない。
8. 「一般貸切旅客自動車運送事業者(貸切バス事業者安全性評価認定制度の認定を受けた者に限る。)」とは、公益社団法人日本バス協会が実施する安全性や安全の確保に向けた取組状況に係る評価認定を受けた貸切バス事業者を指す。
9. ユニバーサルデザインタクシーの導入に係る補助対象は、標準仕様ユニバーサルデザインタクシー認定要領(令和2年3月31日付け国自旅第326号)に基づく認定を受けたタクシーに限ることとする。
10. 「超小型モビリティ」とは、コンパクトで小回りが利き、地域の手軽な移動の足となる軽自動車よりも小さい二人乗り程度の自動車をいう。
11. 本表「港湾欄」において協議会等とは、次の各号に掲げる者によって構成される協議会又は港湾管理者が港湾施設の管理等を適正かつ確実に行うことができると認めた団体をいう。
 - 一 関係する地方公共団体(港務局を含む。)
 - 二 地方整備局(北海道開発局及び沖縄総合事務局を含む。)
 - 三 その他訪日外国人旅行者を含む利用者の移動を円滑に行うための二次交通の実情、その利用促進の取組に精通する者等協議会が認める者
12. 本表「航空欄」において協議会とは、空港法(昭和31年法律第80号)第14条第1項に規定する協議会をいう。

別表7 (第59条第2項・第78条第2項関連)
交通サービス調査事業(補助対象事業者等)

| | 補助対象経費 | 補助率 |
|--|--------|-----|
|--|--------|-----|

| | | |
|--------------------------------|---|---------------------|
| 調査事業 | (1)訪日外国人旅行者等が移動を円滑に行うための交通サービスに関する調査に係る事業(二次交通対策に係るものに限る。) ・調査に要する費用(協議会開催等の事務費、地域のデータの収集・分析の費用、訪日外国人旅行者を含む利用者アンケートの実施費用、専門家の招聘費用、訪日外国人旅行者等への周知事業の費用、短期間の実証調査のための費用 等) | 1/2 (上限 1,000万円) |
| 利用促進事業 | (1)利用促進に係る事業(二次交通対策に係るものに限る。) ・公共交通マップ、総合時刻表等の作成(訪日外国人旅行者が移動を円滑に行う際に必要な情報の多言語表記等を行うものに限る。)に要する経費 ・公共交通・乗継情報等の提供(訪日外国人旅行者が移動を円滑に行う際に必要な情報の多言語表記等を行うものに限る。)に要する経費 ・訪日外国人旅行者等の割引運賃設定、企画乗車券発行等に要する経費(割引運賃の設定に伴う減収分の補填については含まない。) ・地域におけるワークショップの開催に要する経費 (2)利用促進の効果等の評価に係る事業(二次交通対策に係るものに限る。) ・効果検証のための起終点(OD)調査や満足度調査等のフォローアップ調査費 ・協議会開催等の事務費 | 1/2 |
| 補助金の額 (利用促進事業にあっては補助対象経費の額) | 次に掲げる額のうち、いずれか少ない額とする。 (1)補助対象経費の実績額 (2)補助金交付決定額 (3)補助対象経費から当該事業に係る収入に相当する額を控除した額 | |

(注)

1. 補助対象経費には、土地の取得に要する費用を除く。
2. 補助対象経費に係る消費税のうち、仕入控除を行う場合における仕入控除の対象となる消費税相当分については、補助対象としないものとする。

また、補助対象経費に係る消費税のうち、一部又は全部について仕入控除ができない場合は、その旨を記した理由書を申請書に添付し、補助対象経費に係る消費税相当額も補助対象とするものとする。上記により消費税相当額を含めて補助対象経費とした場合は、様式第6-11に当該補助対象事業完了年度の消費税の確定申告書等を添付して提出するものとする。

別表8 (第87条第1項関係)

地域内観光フィーダー系統補助金(補助対象事業の基準)

| 補助対象事業者 | 補助対象経費 | 補助対象事業の基準 | 補助率 |
|-----------|----------------------------|---|-----|
| 活性化法法定協議会 | 補助対象系統に係る補助対象経常費用と経常収益との差額 | 都道府県又は市町村が定めた地域公共交通計画に必要として掲載された運行系統の運行のうち、次のイからチまでの全てに適合するもの。 イ 一般乗合旅客自動車運送事業者又は自家用有償旅客運送者であって、活性化法法定協議会の議論を経て、第88条第1項各号に掲げる事項を記載した地域公共交通計画に記載されている運送予定者による運行であること。 ロ 道路運送法施行規則第3条の3に規定する路線定期運行、路線不定期運行若しくは区域運行又は同規則第49条第一号に定める交通空白地有償運送(「交通空白地有償運送の登録に関 | 1/2 |

| | | | |
|--|--|---|--|
| | | <p>する処理方針について」(令和2年11月27日付け国自旅第316号)1に定める「交通空白地有償運送」をいう。)であって乗合旅客の運送に係るものによる運行であること。(ただし、交通空白地有償運送にあつては、補助対象期間の開始前に、国庫補助金の交付を申請することを示した上で、道路運送法施行規則第51条の15第三号に規定する協議が調っているものに限る。)</p> <p>ハ 以下の①及び②のいずれの要件も満たすもの。</p> <p>① 指定区間に接続する観光フィーダー系統であること。</p> <p>② 国土交通省が行う調査に基づき、地域における主要な観光周遊の交通拠点として、国土交通大臣が別に定めるバス停留所、駅、海港又は空港等(以下「主要交通結節点」という。)に接続する観光フィーダー系統であること。</p> <p>なお、①、②とも、政令指定都市、中核市及び特別区(以下、「政令指定都市等」という。)が専らその運行を支援するもの及びその運行区域のすべてが政令指定都市等の区域内であるものを除く。(補助対象期間中に政令指定都市等に指定された場合、次期補助対象年度より適用する。)</p> <p>ただし、政令指定都市等のうち、上記①及び②を満たし、かつ、以下の(1)又は(2)のいずれかを満たす交通不便地域における観光フィーダー系統については、補助対象とする。</p> <p>(1) 以下に掲げる過疎地域等のいずれかをその沿線を含む観光フィーダー系統であること</p> <ul style="list-style-type: none"> ・過疎地域の持続的発展の支援に関する特別措置法(令和3年法律第十九号)第2条第1項及び第43条の適用される要件に該当する過疎地域(同法第3条第1項及び第2項に基づく「過疎地域とみなされる区域」、同法第41条第1項、第2項及び第3項に基づく「過疎地域とみなされる区域」、同法第42条に基づく「過疎地域とみなされる区域」及び同法第44条第4項に基づく「過疎地域とみなされる区域」を含む。) ・離島振興法第2条第1項の規定に基づき指定された同項の離島振興対策実施地域 ・半島振興法(昭和60年法律第63号)第2条第1項の規定に基づき指定された半島振興対策実施地域 ・山村振興法(昭和40年法律第64号)第7条第1項の規定に基づき指定された振興山村 ・奄美群島振興開発特別措置法第1条に規定する奄美群島に属する島 ・小笠原諸島振興開発特別措置法第4条第1項に規定する小笠原諸島に属する島 ・沖縄振興特別措置法第3条第一号に規定する沖縄県の区域 <p>(2) 半径1キロメートル以内にバスの停留所、鉄軌道駅、海港</p> | |
|--|--|---|--|

| | | | |
|--|--|--|--|
| | | <p>及び空港が存しない集落、市街地、観光地その他の交通不便地域として地方運輸局長等が指定する地域の住民又は観光旅客等の移動確保のための観光フィーダー系統であること。</p> <p>ニ 当該運行系統の運行内容について、効率的・効果的運行のための「コミュニティバスの導入に関するガイドライン」(「地域公共交通会議及び運営協議会に関する国土交通省としての考え方について」(令和2年11月27日付け国自旅第315号)別添2)なども踏まえ、地域における既存の交通ネットワークや地域公共交通計画の地域間幹線系統及び地域内フィーダー系統に係る部分の記載との調整・整合が図られているもの。</p> <p>ホ 以下の①から③のいずれかに該当するもの。</p> <p>① 当該補助対象期間中に新たに運行を開始するもの(サバイバル補助金交付要綱附則第17条の規定による「特定被災地域公共交通調査事業」における実証運行を過去に行った運行系統を新たに地域内観光フィーダー系統として運行する場合は新たに運行を開始するものとみなす。)</p> <p>② 既に運行を開始しているもので地域公共交通計画に基づき新たに地方公共団体が支援を開始するもの</p> <p>③ 前年度補助対象期間から地域公共交通計画又は生活交通確保維持改善計画に基づき運行されているもの(第87条第2項及び同条第3項の規定による補助対象事業の基準の特例によるものを除く。)</p> <p>へ 補助対象期間に、当該運行系統の運行によって得る経常収益が同期間の当該運行系統の補助対象経常費用に達していないもの。ただし、過去2ヶ年度連続して経常収益が経常費用を超えた運行系統を除く。</p> <p>ト 補助対象期間の末日(9月30日)において引き続き運行されるものであること。(補助対象期間の途中で補助対象系統の合併、分割その他の再編を行う場合にあっては、再編を行う日までに地域公共交通計画の認定又は変更の認定を受けて実施する場合に限り、同一の補助対象系統が補助対象期間中継続して運行しているものとして取り扱う。)</p> <p>チ 次式によって算出される補助対象期間の1回当たりの輸送量が2人以上であるもの(路線不定期運行、区域運行(自家用有償旅客運送にあっては路線を定めて不定期に行う運送及び路線を定めず行う運送)及びサバイバル補助金交付要綱附則第17条の規定による「特定被災地域公共交通調査事業」における実証運行を過去に行った運行系統であって新たに地域内観光フィーダー系統として運行する場合を除く。)</p> <p style="text-align: center;">輸送人員 ÷ 運行回数</p> | |
|--|--|--|--|

(注)

1. 「観光フィーダー系統」とは、地域住民の日常の移動需要に加え、観光需要又は観光旅客等の移動手段を確保するため、主要交通結節点及び指定区間に所在するバスの停留所、鉄軌道駅、海港及び空港において、地域間交通ネットワークと接続する運行系統をいう。この場合の、「接続」とは、バス停留所相互又はバス停留所と駅、海港又は空港との近接・共有、乗り継ぎに適したダイヤの設定、乗り継ぎ割引の設定など、乗り継ぎ円滑化のためのいずれかの措置が講じられていることをいう。
2. 「地域間交通ネットワーク」とは、地域間幹線バス系統、鉄軌道路線、内航旅客船航路及び国内定期航空路をいう。この場合において、「地域間幹線バス系統」は、複数市町村(ただし、平成13年3月31日における市町村の状態に応じたもの。)にまたがる平日1日当たりの計画運行回数が3回以上のものとする。
3. 連続した補助対象期間において、サバイバル補助金交付要綱第2節の2に規定するエリア一括協定運行事業から第8章の補助対象事業に移行する場合には、ホ①の「新たに運行を開始するもの」として取り扱うものとする。

別表9 (第87条第1項関係)

地域内観光フィーダー系統補助金(補助対象経費の算出方法)

| 補助対象経費の算出方法 |
|---|
| <p>1. 補助対象系統が運行する市区町村毎の国庫補助金の交付額は、市区町村毎の地域内観光フィーダー系統に係る補助対象経費の合計額の1/2と、当該市区町村毎に算定される国庫補助上限額の、いずれか少ない方の額以内の額とする。(補助対象期間中に補助対象系統の合併・分割その他の再編が予定されている場合は、再編前後の運行予定日数に応じて算出した額の合計額とする。)</p> <p>2. 補助対象経費の額は、次式によって算出される補助対象経常費用と経常収益との差額とする。</p> <p>3. 補助対象経常費用は、次式によって算出して得られた額とする。</p> <p>(路線を定めて行う一般乗合旅客自動車運送事業(以下「乗合バス事業」という。)及び自家用有償旅客運送の場合)</p> <p>運送実施者の実車走行キロ当たり経常費用 × 当該補助対象系統の実車走行キロ</p> <p>ただし、実車走行キロ当たり経常費用が、別表10に基づく補助ブロック毎に定める地域キロ当たり標準経常費用を上回る場合は、次式によって算出して得られた額とする。(沖縄県及び離島に係る運行系統を除く。)</p> <p>地域キロ当たり標準経常費用 × 当該補助対象系統の実車走行キロ</p> <p>(上記以外の乗合バス事業及び自家用有償旅客運送の場合)</p> <p>運送実施者の時間当たり経常費用 × 当該補助対象系統のサービス提供時間</p> <p>ただし、事業者時間当たり経常費用が別表10に基づく補助ブロック毎に定める地域時間当たり標準経常費用を上回る場合は、次式によって算出して得られた額とする。(沖縄県及び離島に係る運行系統を除く。)</p> <p>地域時間当たり標準経常費用 × 当該補助対象系統のサービス提供時間</p> <p>4. 経常収益は、補助対象期間における当該補助対象系統の実績額とする。</p> <p>5. 補助対象系統が存する市区町村毎の国庫補助上限額は、国土交通大臣が別途算定する額とする。</p> |

- (注)
1. 「運送実施者の実車走行キロ当たり経常費用」とは、運送実施者(地域公共交通計画に運送予定者として記載され、運行を行った者。以下この表において同じ。)の補助対象期間における乗合バス事業又は自家用有償旅客運送の経常費用の実績額を、補助対象期間における実車走行キロの実績値で除した1キロメートル当たりの経常費用をいう。(サバイバル補助金交付要綱第2編第1章第3節に係る経常費用を除く。)
 2. 「補助対象事業者の時間当たり経常費用」とは、運送実施者の補助対象期間における乗合バス事業又は自家用有償旅客運送の経常費用の実績額を、補助対象期間におけるサービス提供時間の実績値で除した1時間当たりの経常費用をいう。(サバイバル補助金交付要綱第2編第1章第3節に係る経常費用を除く。)
 3. 「地域キロ当たり標準経常費用」とは、乗合バス事業の運賃原価算定基準により算定された基準年度(※1)を含む過去3年間(※2)における乗合バス事業の標準原価に基づき算出される地方民営乗合バス事業者の当該補助ブロックを含む地域の

実車走行キロ1キロメートル当たりの標準経常費用を平均して得られた額をいう。(サバイバル補助金交付要綱第2編第1章第3節に係る経常費用を除く。)なお、自家用有償旅客運送に係る地域キロ当たり標準経常費用は、乗合バス事業者に係る地域キロ当たり標準経常費用を基礎として、注4に係る地域時間当たり標準経常費用の乗合バス事業と自家用有償旅客運送との差額を基礎として算出された額をいう。

4. 「地域時間当たり標準経常費用」とは、毎年度の乗合バス事業及び自家用有償旅客運送の費用に係る実態調査による当該補助ブロックを含む地域の1時間当たりの標準経常費用を基礎として算出された額をいう。(サバイバル補助金交付要綱第2編第1章第3節に係る経常費用を除く。)なお、当分の間、当該補助ブロックは全国一律のものとする。
5. 大臣は、地域キロ当たり標準経常費用又は地域時間当たり標準経常費用の算出に当たり、当該地域キロ当たり標準経常費用又は地域時間当たり標準経常費用の対象期間における燃料価格その他地域キロ当たり標準経常費用又は地域時間当たり標準経常費用を構成する要素が直近の値と著しく乖離しており、適切な設定ができないと認める場合には、これを補正した上で算出することとする。
6. 「離島」とは、離島振興法第2条第1項の規定に基づき指定された同項の離島振興対策実施地域に含まれる島、奄美群島振興開発特別措置法第1条に規定する奄美群島に属する島及び小笠原諸島振興開発特別措置法第2条第1項に規定する小笠原諸島に属する島並びに沖縄振興特別措置法第3条第三号に規定する離島をいう。

(※1) 基準年度とは、補助金の交付を受けようとする会計年度(4月1日～翌3月末日)の前々会計年度をいう。

(※2) 過去3年間とは、基準年度を最終年度とする連続した過去3年間をいう。

別表10 (別表9 関連)

地域内観光フィーダー系統補助金 (補助ブロック一覧表)

| ブロック名 | 適用地域 | 備考 |
|-------|---|-------------------------|
| 北北海道 | 旭川、帯広、釧路及び北見運輸支局管内 | |
| 南北海道 | 札幌、函館及び室蘭運輸支局管内 | |
| 東北 | 青森県、岩手県、宮城県及び福島県 | |
| 羽越 | 秋田県、山形県及び新潟県 | |
| 長野 | 長野県 | |
| 北関東 | 群馬県、栃木県及び茨城県 | |
| 千葉 | 千葉県 | |
| 武蔵・相模 | 埼玉県、東京都三多摩地区及び神奈川県 | 京浜及び山梨・静岡ブロックに属する地域を除く。 |
| 京浜 | 東京都特別区、三鷹市、武蔵野市、調布市、狛江市、川崎市及び横浜市 | |
| 山梨・静岡 | 山梨県、静岡県及び神奈川県西部 | |
| 東海 | 愛知県、三重県及び岐阜県 | |
| 北陸 | 福井県、石川県及び富山県 | |
| 北近畿 | 滋賀県、京都府及び兵庫県 | 京阪神ブロックに属する地域を除く。 |
| 南近畿 | 奈良県及び和歌山県 | |
| 京阪神 | 大阪府、京都府(京都市を含む大阪府に隣接する地域)及び兵庫県(神戸市及び明石市を含む大阪府に隣接する地域) | |
| 山陰 | 鳥取県及び島根県 | |
| 山陽 | 岡山県、広島県及び山口県 | |
| 四国 | 香川県、愛媛県、徳島県及び高知県 | |
| 北九州 | 福岡県、佐賀県、長崎県及び大分県 | |

| | | |
|-----|---------------|--|
| 南九州 | 熊本県、宮崎県及び鹿児島県 | |
| 沖縄 | 沖縄県 | |

別表11（第87条第2項関係）

地域内観光フィーダー系統補助金（利便増進計画に係る補助対象事業の基準）

| 補助対象事業者 | 補助対象経費 | 補助対象事業の基準 | 補助率 |
|-----------|---|--|-----|
| 活性化法法定協議会 | 補助対象系統に係る補助対象経常費用と経常収益との差額であって、別表9に定めるところにより算出される経費 | <p>利便増進計画に位置づけられた運行系統であって、都道府県又は市町村が定めた地域公共交通計画に必要として掲載されたものの運行のうち、次のイからトまでの全てに適合するもの。</p> <p>イ 一般乗合旅客自動車運送事業者又は自家用有償旅客運送者であって、利便増進計画に記載されている運送予定者による運行であること。</p> <p>ロ 道路運送法施行規則第3条の3に規定する路線定期運行、路線不定期運行若しくは区域運行又は同規則第49条第一号に定める交通空白地有償運送（「交通空白地有償運送の登録に関する処理方針について」（令和2年11月27日付け国自旅第316号）1に定める「交通空白地有償運送」をいう。）であって乗合旅客の運送に係るものによる運行であること。（ただし、交通空白地有償運送にあつては、補助対象期間の開始前に、国庫補助金の交付を申請することを示した上で、道路運送法施行規則第51条の15第三号に規定する協議が調っているものに限る。）</p> <p>ハ 以下の①及び②のいずれの要件も満たすもの。</p> <p>① 指定区間に接続する観光フィーダー系統であること。</p> <p>② 主要交通結節点に接続する観光フィーダー系統であること。</p> <p>ニ 当該運行系統の運行内容について、効率的・効果的運行のための「コミュニティバスの導入に関するガイドライン」（「地域公共交通会議及び運営協議会に関する国土交通省としての考え方について」（令和2年11月27日付け国自旅第315号）別添2）なども踏まえ、地域における既存の交通ネットワークや地域公共交通計画の地域間幹線系統及び地域内フィーダー系統に係る部分の記載との調整・整合が図られているもの。</p> <p>ホ 補助対象期間に、当該運行系統の運行によって得る経常収益が同期間の当該運行系統の補助対象経常費用に達していないもの。ただし、過去2ヶ年度連続して経常収益が経常費用を超えた運行系統を除く。</p> <p>ヘ 補助対象期間の末日（9月30日）（補助対象期間の途中に利便増進計画に実施予定期間として定められた期間の末日が到来する場合にあつては、その日）において引き続</p> | 1/2 |

| | | | |
|--|--|--|--|
| | | <p>き運行されるものであること。(補助対象期間の途中で補助対象システムの合併、分割その他の再編を行う場合にあつては、再編を行う日までに地域公共交通計画の認定又は変更の認定を受けて実施する場合に限り、同一の補助対象システムが補助対象期間中継続して運行しているものとして取り扱う。)</p> <p>ト 次式によって算出される補助対象期間の1回当たりの輸送量が2人以上であるもの(路線不定期運行、区域運行(自家用有償旅客運送にあつては路線を定めて不定期に行う運送及び路線を定めず行う運送)を除く。)</p> <p style="text-align: center;">輸送人員 ÷ 運行回数</p> | |
|--|--|--|--|

(注)

1. 「観光フィーダー系統」とは、地域住民の日常の移動需要に加え、観光需要又は観光旅客等の移動手段を確保するため、主要交通結節点及び指定区間に所在するバスの停留所、鉄軌道駅、海港及び空港において、地域間交通ネットワークと接続する運行系統をいう。この場合の、「接続」とは、バス停留所相互又はバス停留所と駅、海港又は空港との近接・共有、乗り継ぎに適したダイヤの設定、乗り継ぎ割引の設定など、乗り継ぎ円滑化のためのいずれかの措置が講じられていることをいう。
2. 「地域間交通ネットワーク」とは、地域間幹線バス系統、鉄軌道路線、内航旅客船航路及び国内定期航空路をいう。この場合において、「地域間幹線バス系統」は、複数市町村(ただし、平成13年3月31日における市町村の状態に応じたもの。)にまたがる平日1日当たりの計画運行回数が3回以上のものとする。

別表12 (第87条第3項関係)

地域内観光フィーダー補助金(運送継続計画に係る補助対象事業の基準)

| 補助対象事業者 | 補助対象経費 | 補助対象事業の基準 | 補助率 |
|-----------|---|---|-----|
| 活性化法法定協議会 | 補助対象システムに係る補助対象経常費用と経常収益との差額であつて、別表9に定めるところにより算出される経費 | <p>運行継続計画に位置づけられた運行系統であつて、都道府県又は市町村が定めた地域公共交通計画に必要として掲載された運行系統の運行のうち、次のイからチまでの全てに適合するもの。</p> <p>イ 一般乗合旅客自動車運送事業者又は自家用有償旅客運送者であつて、運送継続計画に記載されている運送予定者による運行であること。</p> <p>ロ 道路運送法施行規則第3条の3に規定する路線定期運行、路線不定期運行若しくは区域運行又は同規則第49条第一号に定める交通空白地有償運送(「交通空白地有償運送の登録に関する処理方針について」(令和2年11月27日付け国自旅第316号)1に定める「交通空白地有償運送」をいう。)であつて乗合旅客の運送に係るものであること。(ただし、交通空白地有償運送にあつては、補助対象期間の開始前に、国庫補助金の交付を申請することを示した上で、道路運送法施行規則第51条の15第三号に規定する協議が調っているものに限る。)</p> <p>ハ 以下の①及び②のいずれの要件も満たすもの。</p> | 1/2 |

| | | | |
|--|--|--|--|
| | | <p>① 指定区間に接続する観光フィーダー系統であること。</p> <p>② 主要交通結節点に接続する観光フィーダー系統であること。</p> <p>なお、①、②とも、政令指定都市、中核市及び特別区(以下、「政令指定都市等」という。)が専らその運行を支援するもの及びその運行区域のすべてが政令指定都市等の区域内であるものを除く。(補助対象期間中に政令指定都市等に指定された場合、次期補助対象年度より適用する。)</p> <p>ニ 当該運行系統の運行内容について、効率的・効果的運行のための「コミュニティバスの導入に関するガイドライン」(「地域公共交通会議及び運営協議会に関する国土交通省としての考え方について」(令和2年11月27日付け国自旅第315号)別添2)なども踏まえ、地域における既存の交通ネットワークや地域公共交通計画の地域間幹線系統に係る部分の記載との調整・整合が図られているもの。</p> <p>ホ 運送継続計画に基づき地方公共団体が支援するもの。</p> <p>ヘ 補助対象期間に、当該運行系統の運行によって得る経常収益が同期間の当該運行系統の補助対象経常費用に達していないもの。</p> <p>ト 補助対象期間の末日(9月30日)(補助対象期間の途中に運送継続計画の末日が到来する場合にあっては、その日)において引き続き運行されるものであること</p> <p>チ 次式によって算出される補助対象期間の1回当たりの輸送量が2人以上であるもの(路線不定期運行、区域運行(自家用有償旅客運送にあっては路線を定めて不定期に行う運送及び路線を定めず行う運送)を除く。)</p> <p style="text-align: center;">輸送人員 ÷ 運行回数</p> | |
|--|--|--|--|

(注)

1. 「観光フィーダー系統」とは、地域住民の日常の移動需要に加え、観光需要又は観光旅客等の移動手段を確保するため、主要交通結節点及び指定区間に所在するバスの停留所、鉄軌道駅、海港及び空港において、地域間交通ネットワークと接続する運行系統をいう。この場合の、「接続」とは、バス停留所相互又はバス停留所と駅、海港又は空港との近接・共有、乗り継ぎに適したダイヤの設定、乗り継ぎ割引の設定など、乗り継ぎ円滑化のためのいずれかの措置が講じられていることをいう。
2. 「地域間交通ネットワーク」とは、地域間幹線バス系統、鉄軌道路線、内航旅客船航路及び国内定期航空路をいう。この場合において、「地域間幹線バス系統」は、複数市町村(ただし、平成13年3月31日における市町村の状態に応じたもの。)にまたがる平日1日当たりの計画運行回数が3回以上のものとする。

別表13 (第97条第2項関連)

オーバーツーリズムの未然防止・抑制をはじめとする観光地の面的受入環境整備促進事業

| 補助金の名称 | 補助事業 | | 補助率 | 補助上限 |
|--------|-----------|----|-----|------|
| | 補助対象経費の区分 | 内容 | | |
| | | | | |

| | | | | |
|--|---------------------------|---|-------|----------|
| オーバーツーリズムの未然防止・抑制をはじめとする観光地の面的受入環境整備促進事業（間接補助） | （１）間接補助事業に要する経費 ①地域一体型 | 地方公共団体又はDMOが実施する地域の関係者による協議の場の設置及び協議に基づく計画策定並びに当該計画に基づく地方公共団体等による広域的・面的な取組（受入環境の整備・増強、需要の適切な管理、需要の分散・平準化、マナー違反行為の防止・抑制、地域住民と協働した観光振興等）に要する経費の一部を助成する事業に要する経費等 | 2 / 3 | 2 億円 |
| | （１）間接補助事業に要する経費 ②一般型 | 地方公共団体、DMO、民間事業者等が実施する取組（受入環境の整備・増強、需要の適切な管理、需要の分散・平準化、マナー違反行為の防止・抑制、地域住民と協働した観光振興等）に要する経費の一部を助成する事業に要する経費 | 1 / 2 | 5,000 万円 |
| | （２）業務管理費 | 労務費、普及関連費、外注費、会議費、旅費、通信運搬費、消耗品費、物品費、事務所維持費、光熱水費、賃借料、印刷費、図書費、外部有識者派遣費、謝金、広告費、その他事業を行うために特に必要と認められるもの（公租公課等） | 定額 | |